第5部

復興期

第 10 章

復興に関する 各計画・組織等

第1節 震災復興推進体制の整備

1. 震災復興本部の設置

(1) 復興部組織体制の整備

復旧・復興に関する情報管理を一元化して、 被災者を総合的に支援し、熊本地震からの復 興を着実に進めるため、平成28年5月6日、 政策局に復興部を新設した。復興部は部長以 下40名体制で、震災復興計画の策定や災害復旧・復興に係る総合調整を担う復興総務課、被災者の生活全般の支援を進める生活再建支援課、住宅支援を進める住宅再建支援課の3課で発足した。

図表 10-1-1 復興部組織体制

課名	班 名	業 務 内 容
	総務班	① 災害復興・災害救助法に係る国県要望
	(7名)	② 災害関連渉外、広報
		③ 部内事務の連絡調整および部内の予算、決算
		④ 部の庶務
復興総務課	企画班	① 災害復興計画の策定
(課長 1名)	(7名)	② 災害復旧事業の総合調整
		③ 復興重要事業の企画(他部署の事業を除く)および
		総合調整
		④ 熊本市震災復興本部
	生活支援推進班	① 支援策の企画、調整
	(7名)	② 災害義援金の配分に関すること
生活再建支援課		③ 被災者生活再建支援制度(他課に属さない支援業
(課長 1名)		務)
		④ ボランティア、NPO等の協力調整
	総合相談窓口	① 各窓口の案内
	(7名)	② 生活再建支援、法律相談(他課に属さない相談業務)
	仮設住宅等管理班	① 仮設住宅等の入退去等の管理
住宅再建支援課	(4名)	② 入居者の諸相談に関すること
(課長 1名)	住宅相談支援班	① 仮設住宅の修理
	(4名)	② 被災者住宅の相談等
	復興総務課 (課長 1名) 生活再建支援課 (課長 1名) 住宅再建支援課	(課長 1名) 企画班 (7名) (課長 1名) 生活支援推進班 (7名) 生活再建支援課 (課長 1名) 総合相談窓口 (7名) (で名) 仮設住宅等管理班 (4名) (課長 1名) 住宅相談支援班

(2) 震災復興本部の設置

その後、平成28年5月9日、熊本地震による被災からの復旧・復興に関する市政運営の方針および重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより、復旧・復興を効果的かつ迅速に推進するため、震災復興本部を設置した。震災復興本部は、本部長である市長が主宰し、副市長および局長級にある20名並びにその他市長が指定する者をもっ

て構成している。

また、震災復興本部の所掌事務のうち、案件の論点整理および事前調整を行うことを目的とした幹事会として、庁内連絡会議も同時に設置した。復興部長を議長に、全ての局等(局、区役所その他局に相当する組織をいう。)の主管課長およびこれに相当する職にある21名をもって構成している。具体の所掌事務については次頁図表10-1-2のとおりである。

図表 10-1-2 震災復興本部組織図

熊本市震災復興本部

【所掌事務】

- (1) 復旧・復興の方針、重要な事務事業、復旧・復興における各施策の進捗状況、法令等の制定及び改廃並びに国、県等の動向その他復旧・復興に関する情報等について、全庁的な周知を図ること。
- (2) 庁内連絡会議が方針決定した事項の進捗状況についての報告を受け、実施段階における課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、復旧・復興における各施策及び事務事業のうち、その課題の解決のため全庁的に意見を求めることが適当であるものについて報告を受け、課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。
- (4) 復旧・復興における重要な計画等について、年度ごとの評価、目標及び取組に関する審議、決定その他の進行管理を行うこと。
- (5) 復旧・復興に関する当面の課題について、意見交換及び論議を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事務

【構成員】

市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会事務局長、その他市長が指定する者

庁内連絡会議

【所掌事務】

- (1) 震災復興本部の所掌事務のうち意見交換及び対応の方向性の協議を行う案件について、論点整理及び事前調整を行うこと。
- (2) 全庁的な周知を要する事項等について連絡調整を行うこと。
- (3) 震災復興本部が復旧・復興における重要な計画等の進行管理を行う場合において、事案を整理すること。

【構成昌】

復興部長、全ての局等(局、区役所その他局に相当する組織をいう。)の主管課長及び これに相当する職にあると市長が認める者

(3) 震災復興本部会議

復興体制の整備および震災復興本部の設置により、復興事業についての情報共有、局横断的な事案の検討、効果的かつ迅速な意思決定を行う体制が整った。震災復興本部の審議内容は次頁の図表 10-1-3 のとおりである。平成28年5月9日に第1回目を開催し、震災復興基本方針(案)を審議の上、策定している。

会議は、必要に応じ開催し、震災復興計画の 策定に関する検討や調整、意思決定を行うほ か、復旧・復興に向けた諸課題の整理や意見 交換、国、県の動向等の情報共有などを行っ た。

図表 10-1-3 震災復興本部審議内容

回数	開催年月日	議事
第1回	平成28年5月9日	・震災復興基本方針(案)について ・震災復興基本計画について ・「(仮称)復興座談会」の開催に ついて ・災害義援金について
第2回	平成28年7月1日	・震災復興計画概要(案)及び計画 策定スケジュールについて
第3回	平成28年7月25日	・震災復興計画素案について
第4回	平成28年8月1日	・震災復興計画素案について
第5回	平成28年9月20日	・震災復興計画 (案) について (パブリックコメント結果含む)
第6回	平成29年1月10日	・仮設住宅訪問について
第7回	平成29年2月17日	・地域防災計画の改定について

2. 熊本地震からの復旧・復興に関する調査 特別委員会の設置

(1)概要

平成28年6月10日に会期を1日として開かれた平成28年第2回定例市議会において、 震災復旧状況および震災復興計画に関する調査を行うことを目的とし、「熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会」を設置し 調査を開始した。

特別委員会は8回開催し、平成29年第1回定例市議会の最終日(平成29年3月24日)において特別委員長報告を行い、調査を終了した。

(2)委員構成・審議内容等

委員構成、審議内容は以下のとおりで、主 に、熊本地震への対応状況、復旧・復興に向 けた動き、震災復興計画の策定、地域防災計 画の改定について審議がなされた。

■委員構成

委員:全議員(48人) 委員長:津田 征士郎 副委員長:田尻 将博

■審議内容

次図表 10-1-4 のとおり

図表 10-1-4 熊本地震からの復旧・復興に関する 調査特別委員会 審議内容

回数	開催年月日	内容・開催テーマ
第1回	平成28年6月10日	・審査の方法及び開催日程等について
第2回	平成28年6月17日	【熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況 I】 ・被害状況について ・災害対策本部における対応状況について ・り災証明の申請、発行状況について ・避難者及び避難所の運営状況、支援物資の状況について
第3回	平成28年6月30日	【熊本地震の概況及び発災から今日 までの対応状況 I】 ・被災者支援制度の概要について ・住家関係及び住宅再建支援について ・生活再建支援について
第4回	平成28年7月14日	【復旧・復興に向けた動き I】 ・現状報告について ・組織展開について ・地域防災計画について ・国への要望活動について ・震災復興基本方針について
第5回	平成28年8月12日	【復旧・復興に向けた動きⅡ】 ・現状報告について ・震災復興計画の素案について
第6回	平成28年9月26日	【震災復興計画の策定に向けて I】 ・現状報告について ・震災復興計画(案)について
第7回	平成28年10月11日	【震災復興計画の策定に向けてⅡ】 ・震災復興計画(案)について
第8回	平成29年3月8日	・地域防災計画の改定について

第2節 震災復興計画の策定

1. 第7次総合計画の策定

震災の約半月前、平成28年3月24日に、本市は「地域主義」をまちづくりの基本理念とし、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を目指した第7次総合計画を策定したところであった。

平成28年4月14日と16日に熊本地震が発生し、震災からの復興を目指すに当たっては、今回の地震に伴う様々な経験を通じて改めて地域が持つ力・市民一人ひとりが持つ力の大きさと重要性を実感したことから、第7次総合計画で掲げためざすまちの姿「上質な生活都市」の実現を、震災後も変わることのない目標として掲げることとした。

2. 震災復興基本方針の策定

平成28年5月6日、政策局に復興部を新設し、復興体制の整備を行いつつ、本格的な復興へ動き出すため、平成28年5月9日に開催された第1回震災復興本部において、震災からの復興に当たっての方向性を示す「熊本市震災復興基本方針」を策定した。

震災復興基本方針では、全市民が力を合わせて、1日も早く安全・安心な生活を取り戻せるよう、「市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造」をスローガンに掲げ、3つの基本的考え方と6つの施策方針を示している。

3つの基本的考え方では、第一に、74万市 民の総力を結集し、明日を見据えた復興を目 指し歩みを進めることとしている。発災から やがて1か月経とうとしている時期で、余震 が頻発している状況ではあったが、市民の生 活再建や地域経済の復興を目指して力強く前 進していくことを掲げている。第二に、「安 全・安心」の回復に全力で取り組むとともに、 一日も早い生活再建に努め、加えて、「地域経 済」・「元気・活力」の回復に向けた効果的か つ迅速な事業展開を図ることとしている。第 三には、第7次総合計画のめざすまちの姿「上質な生活都市」を目指すに当たって、熊本地震の経験を踏まえ、「安全・安心なまちづくり」に力点をおいて、市民の力、地域の力、そして行政の力を結集して取り組んでいくことを掲げている。

この3つの基本的考え方のもとに、各分野における施策方針として、「1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進」、「2 安全・安心な暮らしを実現するインフラや行政サービス等の機能回復」、「3 『くまもとの元気・活力』を取り戻す地域経済の復興再生」、「4 安全・安心で上質な生活都市『くまもと』の実現」、「5 都市圏全体の復興をけん引する取り組みの推進」、「6 基本方針の推進に向けて」の6つを掲げている。

この震災復興基本方針をもとに、市議会や 有識者等による震災復興検討委員会などの議 論を踏まえて、震災復興計画を策定した(こ のため、震災復興計画の第2章に掲げる「基 本方針」とは表現や内容が異なる)。

章

図表 10-2-1 熊本市震災復興基本方針

~市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造~

【基本的考え方】

I 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ

- ① 史上類を見ないM6.5の前震とM7.3の本震の同時期発生。熊本市や熊本都市圏市町村をはじめ県内に大きな被害をもたらした「熊本地震」の発災からやがて1ヶ月になろうとしています。
- ② この間、私たちは、国や他自治体、全国各地からのボランティアなど、献身的な協力を頂きながら全力を挙げてこの難局に立ち向かっています。
- ③ 未だ、体感余震が1,200回を超えるなど予断を許さない状況は続いていますが、これらに細心の注意を払いながらも、明日を見据え、市民生活の再建や地域経済の復興をめざし74万市民の総力を結集し力強い歩みを進める段階を迎えています。

Ⅱ「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開

- ① 今後とも余震に細心の注意を払い2次災害の防止に努めていくことはもとより、梅雨時期を迎える中、 水防態勢の強化とともに、特に、道路橋梁の破損、地盤の亀裂や液状化、河川堤防やよう壁崩壊など被 災箇所の早急な復旧対策が必要であり、「安全・安心」の回復に全力で取組みます。
- ② また、今回の地震により、本市内で最大11万人以上に及ぶ市民が避難し、未だ多くの方が不自由な避難所生活を余儀なくされており、被災者住宅の整備をはじめとするさまざまな支援を効果的に実施しながら、1日も早い生活再建に努めなければなりません。
- ③ 加えて、農水産業、製造業、あるいは医療・福祉などのサービス業などの地場産業の多くは地震により大きなダメージを受けており、特に、観光産業においては、熊本城や水前寺成趣園をはじめとする文化遺産等が軒並み被害を受けて、復旧にかなりの時間を要する事態となっており、その影響の大きさは計り知れない状況です。
- ④ しかしながら、真の市民生活の再建には、農水産業を含めた地域産業の活性化により雇用を確保し生計を回復する必要があることから、事業者に対する各種支援制度や復旧・復興事業を活用しながら、地域経済、農水産業の復興を推進していくなど、「元気・活力」の回復に向けて効果的かつ迅速な事業展開を図ります。

Ⅲ 地域住民と行政が協働で支える安全・安心で上質な生活都市「くまもと」の創造

- ① 本市では、本年3月に、行政が積極的に地域に飛び込み、住民と一緒になって自主自立の地域づくりを 進めていく、「地域主義」をまちづくりの基本理念とし、「だれもが住んでみたくなる訪れたくなる上質 な生活都市」をめざすまちの姿とした、第7次能本市総合計画を策定しその実現に着手したところでし た。特に、この計画においては、策定段階から数多くの市民から要望や希望を伺い、それを踏まえてめ ざすまちの姿などを創り上げてきました。
- ② このような中で、これまで経験のないような「熊本地震」が発生し、大きな被害を受けました。そこで、この経験を踏まえ、改めて、市民一人ひとりの要望や希望を集約し、「安全・安心で上質な生活都市熊本の創造」を復興計画の最終目標として掲げ、市民の力、地域の力、そして行政の力を結集して取り組んでいきます。
- ③ 加えて、本年3月30日、本市は近隣17市町村で市民生活の向上や地域経済の活性化に連携協力して 取り組むため、「熊本連携中枢都市圏」に関する協定を締結しており、今回の「熊本地震」では、一番 被害が大きかった益城町をはじめ、南阿蘇村、阿蘇市なども大きな被害を受けています。
- ④ そこで、政令指定都市であり、都市圏連携の中枢都市である熊本市として、自らの復旧・復興に全力を 上げることはもとより、連携中枢都市圏全体の復興に協働して取り組むため先導的な役割を果たします。

≪施策方針≫

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

- (1) 健康的な生活が出来る避難所の環境改善
- (2) 応急仮設住宅の確保と早期提供
- (3) 被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取り組みの推進

2 安全・安心な暮らしを実現するインフラや行政サービス等の機能回復

- (1) インフラや公共サービス機能の早期復旧と2次災害の防止
- (2) 公共サービスや医療福祉サービスの早期再開

3 「くまもとの元気・活力」を取り戻す地域経済の復興再生

- (1) 地域経済への多様な支援と復興需要による経済の活性化・雇用の創出
- (2)農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の復興
- (3) 熊本城や水前寺公園をはじめとする観光文化施設の早期復旧
- (4) 震災からの再生をアピールし集客を図るシティセールスと観光戦略の開拓

4 安全・安心で上質な生活都市「くまもと」の実現

- (1)「おたがいさま」で支えあう協働によるまちづくりの推進
- (2) 大地震、風水害などの自然災害対策の抜本的な再構築
- (3) 災害に強いライフライン、インフラ、公共施設等の再整備
- (4) ICTを活用したスマートタウンの実現

5 都市圏全体の復興を牽引する取り組みの推進

- (1) 被災した近隣自治体への支援
- (2)連携中枢都市圏全体の復興実現

6 基本方針の推進に向けて

- (1) 復興・再生を推進する復興計画の策定並びに組織体制の構築
- (2) 多様な復旧・復興事業を早期に推進するための予算の確保
- (3) 被災自治体の復興を支援する国の新たな仕組みづくりに向けた要望活動

(平成28年5月9日策定)

第 10

3. 震災復興検討委員会の設置

これまで類を見ないほどの甚大な被害を受けた中で、被災者の1日も早い生活再建を最優先に、震災からの早期の復旧・復興を進めるに当たり、市政の基本施策を見直すことが必要となった。このため、各分野の専門家や有識者で構成する「熊本市震災復興検討委員会」を設置し、専門的な見地からの多様な意見を踏まえ、「熊本市震災復興計画」の策定を目指した。

震災復興計画を幅広い見地から検討し、第7次総合計画との関係性についても議論するため、防災・福祉・観光・農業・経済・教育・報道関係等の各分野から、さらに、約半数は第7次総合計画策定時の審議会委員から選任し、12名を委員に委嘱した。

第1回震災復興検討委員会は平成28年7 月4日に開催し、委員長に中山峰男崇城大学 学長、副委員長に鈴木桂樹熊本大学法学部教 授が選出され、「熊本市震災復興計画」策定 に向けて活発な議論が交わされた。

以降、第2回目に震災復興計画概要(案)、 第3回目に震災復興計画素案と、順次震災復 興計画策定に向けて議論が深められ、5回の 震災復興検討委員会での議論を踏まえて、市 議会の議案に附すべく最終的な熊本市震災復 興計画(案)を取りまとめ、第6回目に市議 会の議決を受けた震災復興計画の報告を行っ た。

図表 10-2-2 震災復興検討委員会委員

氏名	所属団体等
相藤 絹代	熊本学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
井上 厚	熊本市農業協同組合 営農部長
後藤 善隆	熊本市医師会 参与
小林 寛子	東海大学 経営学部 観光ビジネス学科 教授
坂本 隆生	熊本市PTA協議会 会長
菅野 拓	人と防災未来センター 研究員
鈴木 桂樹	熊本大学 法学部 教授
田川 憲生	熊本商工会議所 会頭
竹内 淳一郎	日本銀行 熊本支店長
中山 峰男	崇城大学 学長
松下 純一郎	熊本日日新聞社 編集顧問 新聞博物館長
松田 泰治	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授 減災型社会システム実践研究教育センター長

(12名 50音順 敬称略)

図表 10-2-3 震災復興検討委員会審議内容

回数	開催年月日	議事
第1回	平成28年7月4日	・熊本市震災復興基本方針 (案) について
第2回	平成28年7月11日	・熊本市震災復興計画概要 (案) について
第3回	平成28年7月26日	・熊本市震災復興計画素案について
第4回	平成28年8月3日	・熊本市震災復興計画素案について
第5回	平成28年9月21日	・熊本市震災復興計画(案)について (パブリックコメント結果含む)
第6回	平成28年11月2日	・熊本市震災復興計画について

図表 10-2-4 震災復興検討委員会の様子



4. 震災復興計画素案の策定

(1) 震災復興座談会

震災復興基本方針策定後、地域や各種団体の意見を震災復興計画に反映させるため、市長はじめ市幹部職員出席のもと、座談会形式による意見交換会、震災復興座談会(以下「座談会」という。)を実施した。

座談会は、地域の代表者等と意見交換を行う「地域代表者向け座談会」と、各種団体の代表者等と意見交換を行う「各種団体代表者向け座談会」をそれぞれ開催した。「地域代表者向け座談会」では発災後の避難所対応や防災対策について、「各種団体代表者向け座談会」では地震直後の応急対応や今後の復旧・復興等について意見交換を行った。

図表 10-2-5 震災復興座談会

実施時期	平成28年6月1日~6月22日
実施概要	熊本地震における行政の対応の振り返りと、反省点の抽出・整理および市民の意見・要望を一旦、総括することを目的として、地域や各種団体の代表者と座談会形式による意見交換会を実施。
開催回数	地域代表者向け 6回 各種団体代表者向け 8回
参加人数	地域代表者 118名 各種団体代表者 140名

図表 10-2-6 地域代表者向け座談会の様子



図表 10-2-7 各種団体代表者向け座談会の様子



(2) 市民アンケート

熊本地震による被害や被災経験を今後の復旧・復興にいかしていくため、市HPにてアンケートを実施した。

アンケートでは、発災時の「自助」「共助」 「公助」に関する取組や、「復興に向けて優先 すべきこと」などに関する回答を得た。

図表 10-2-8 熊本地震に関するアンケート

実施時期	平成28年6月20日~7月31日
実施概要	熊本地震の被害や被災経験を今後 の復旧・復興にいかしていくた め、市HPにてアンケート調査を 実施。
対象者および 調査方法	市HPにて実施 (市内外問わず回答可)
回答数	1, 198件

(3) 自治会アンケート

今後の復旧・復興や防災活動等への各取組 にいかしていくため、校区自治協議会および 町内自治会、自主防災クラブの各会長を対象 にアンケートを実施し、震災時の行動や今後 の考え等について回答を得た。

図表 10-2-9 熊本地震における地域防災活動状況等 アンケート調査

実施時期	平成28年7月29日~8月12日
実施概要	熊本地震で浮かび上がった、行政の 対応など様々な課題について、今後 の復旧・復興や防災活動等の各取組 にいかしていくことを目的としてア ンケート調査を実施。
対象者	校区自治協議会、町内自治会、自主 防災クラブの各会長
回答数	615件

(4)素案の策定

震災復興計画素案の策定に当たっては、平成28年5月9日に策定した震災復興基本方針等をもとに、震災復興本部、熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会および震災復興検討委員会等において検討を行った。

平成28年7月4日と同月11日に開催した第1回および第2回震災復興検討委員会や、7月14日に開催した第4回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会において、震災復興計画の柱立てや、復旧・復興に向けて実施すべき施策等についての意見交換が行われた。

このほか、同年6月中に実施した座談会、6 ~8 月にかけて実施した各種アンケート調査 等での意見、6月27日に県内の経済5団体よ り提出された「創造的復興に立ち上がろう! 熊本」緊急提言の趣旨等を踏まえ、7月25日 に開催した第3回震災復興本部において、震 災復興計画素案を取りまとめた。

その後、7月26日、8月3日に開催した第3回および第4回震災復興検討委員会や、8月1日に開催した第4回震災復興本部、8月12日に開催した第5回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会において更に議論を深め、8月19日、パブリックコメントの実施とともに、震災復興計画素案の公表に至った。

この震災復興計画素案は、震災復興基本

方針に掲げるスローガンと、3 つの基本的な考え方をベースとした「基本方針」をはじめ、5 つの「復興重点プロジェクト」と5 つの「目標別施策」等で構成されている。

5. 震災復興計画の策定

(1)ワークショップの実施

震災復興計画の策定に当たっては、より多くの市民の意見を反映するため、ワークショップ形式による意見交換会「くまもと復興カフェ」を実施した。

高校生・大学生の部と、一般の部の2部構成で、いずれの部も、少人数のグループで意見交換を行った後、グループごとに意見・提案をまとめ、参加者全体で共有した。各グループからは、地域コミュニティの強化やまちの活性化などに関する提案がなされた。

図表 10-2-10 くまもと復興カフェ〜熊本の「地域・世代・ 未来」がつながるワークショップ〜

実施時期	平成28年8月28日
実施概要	①高校生・大学生の部 「こんな復興まちづくりをしてみたい!」をテーマに、ワールドカフェ形式で取り組んでみたいことや復興のアイデアについて意見交換を実施。 ②一般の部 震災復興計画素案の5つの目標別施策の中から参加者が語りたいテーマを選び、テーマごとに「4年後のビジョン」と「ビジョンに向けたアクションプラン」についての意見交換を実施。
参加人数	①高校生・大学生の部 89名 ②一般の部 59名

図表 10-2-11 ワークショップ開催の様子



(2) パブリックコメントの実施

地域や各種団体等と意見交換を行った座談 会や、アンケート調査、専門的な見地からの 意見を求める震災復興検討委員会、ワークショップ、熊本地震からの復旧・復興に関する 調査特別委員会等を経て、復興計画素案を作成した。

素案について、広く市民から意見を募集し、 計画案へ反映させていくため、パブリックコ メントを実施し、個人・団体から 100 件の意 見が提出された。

主に、防災・減災のまちづくりについて、 被災施設等インフラの早期復旧や災害情報の 収集・発信および伝達体制の強化、あわせて、 震災を踏まえた災害対応力の強化や避難環境 の見直しに関する意見が多く、このほか、く まもとの元気・活力を創り出すための意見も 多く提案された。

図表 10-2-12 パブリックコメント

実施時期	平成28年8月19日~9月9日
実施概要	熊本市震災復興計画素案について、 広く市民意見を聴取し施策に反映さ せるために実施。
意見数	100件

(3)計画の策定

パブリックコメント等の意見を踏まえ、第5回震災復興本部(平成28年9月20日)で取りまとめた震災復興計画(案)については、第5回震災復興検討委員会(同年9月21日)および第6回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会(同年9月26日)にて報告し、審議が行われた。また、第7回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会(同年10月11日)では、熊本地震による財政影響試算等についての報告を行った。

震災復興計画は、第7次総合計画に復旧・ 復興の視点を取り入れるものとして、第7次 総合計画の前期基本計画の中核に位置付けて おり、震災からの一日も早い復旧・復興を目

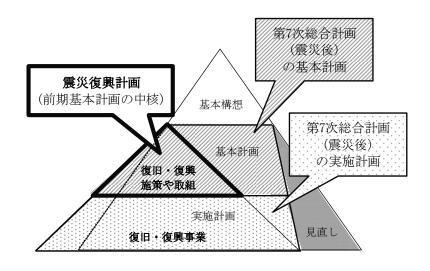
第 10

指すという観点からも、対象期間を、平成28年度から第7次総合計画対象期間の中間年度に当たる平成31年度までの4年間、当面の復興目標年度を期間最終年度の平成31年度としている。

また、「市民力・地域力・行政力を結集し、 安全・安心な熊本の再生と創造」のスローガンと、3つの基本的な考え方をベースとした「基本方針」をはじめ、5つの「復興重点プロジェクト」と5つの「目標別施策」等で構成している。「基本方針」は、「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示している。「復興重点プロジェクト」は、「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げている。「目標別施策」は、「基本方針」を踏まえて設定し た復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたものとなっている。

加えて、施策や取組の着実な実施に当たっては、年度ごとに実施計画を策定し、検証指標を設定の上、毎年度の達成状況把握や、「計画 $(Plan) \rightarrow$ 実施 $(Do) \rightarrow$ 評価 $(Check) \rightarrow$ 改善 (Action) 」のマネジメントサイクルによる進行管理を行うこととした。

震災復興計画は、震災復興本部、震災復興 検討委員会、熊本地震からの復旧・復興に関 する調査特別委員会での審議等を踏まえて最 終的な案を取りまとめ、平成28年10月14 日開催の平成28年第1回臨時市議会において、 「熊本市基本計画の一部変更について」とし て全会一致で議決を受けた。



図表 10-2-13 熊本市震災復興計画位置付け

図表 10-2-14 熊本市震災復興計画構成

第2章 基 本 方 針

~市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造~

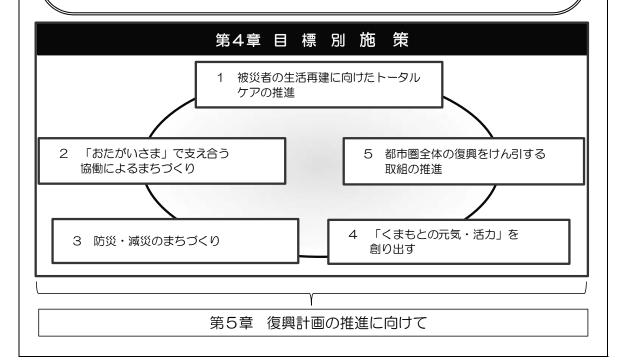
- 1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ
- 2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的 かつ迅速な市政展開
- 3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造



第3章 復 興 重 点 プロジェクト

~政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり~

- プロジェクト① 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト
- プロジェクト② 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト
- プロジェクト③ くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト
- プロジェクト④ 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト
- プロジェクト⑤ 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト



「上質な生活都市」の実現

(概要版 熊本市震災復興計画

ほじめに 第1章

・計画の位置付け:熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核 計画の期間:平成28年度~平成31年度(4年間)

基本方針 第2章

~市民力·地域力·行政力を結集し、

安全・安心な熊本の再生と創造

避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を

「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の 見据えた復興へ N

市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な 回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開 生活都市」の創造

をけん引する取組 都市圏全体の復 の推進

(1)連携強化と近隣自治 体への支援

本市東部地区と近隣自 治体との復興アジョンの

・食の魅力発信による農水 (2)都市圏全体の復興実 産業の復興支援 観光の振興 (2)農水産業関連施設の早 文授による農水産業の復興 ・農地及び農業用施設等の 復旧 等 期復旧と営農再開に向けた

・リーディング産業の育成・中心拠点施設の整備等

(3)震災からの再生をア ビールし集客を図る国内外 へのシティセールスと観光

セールス

復興重点プロジェ外 第3章

○政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり~

プロジェケt① 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェケケ プロジェケt② 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェケト くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェク プロジェクト③

新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェケ 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェケ プロジェケを



「くまもとの元気・ 活力」を創り出す まちづくり 防災・減災の

(1)災害に強い都市基盤の ·インフラの復旧・機能強化・被災施設の復旧・耐震

(1)互いに支え合う自主自立

支え合う協働による

まちんくり

「おたがいさま」で

a

被災者の生活再建 に向けたトータルケ

目標別施策

第4章

のまちづくりの推進 ・地域のまちづくり活動支援 ・地域における支え合い活動

や生活再建を支える取組の

生活再建に向けた支 就労支援·職業訓練 摄·相談·情報提供

(1)被災者の暮らしの安心

アの権法

(1)地域産業への多様な支援と復興需要による地域経

済の再生と活性化 ・中小企業や商店街の 事業活動再開支援

> (2)市民・地域・行政の災害 ・地域の災害対応力の強化・行政の災害対応力の強化 ・市民の災害対応力の強化 対応力の強化

> > 成 ・地域の担い手の発掘・育成 ・市民公益活動の推進

(3)市民・地域と行政のパート

・市民・地域と行政の関係

ナーシップの推進

強化 市民参画・協働の推進

・新たな住まいの確保 ・将来の地震発生に向けた

(2)復興を支える担い手の育

応急仮設住宅等における生

ふのケア

(2)恒久的な住まいの確保

安全・安心な生活環境

の確保

(3)遊難環境の見直し・強化 避難所の指定・運営方法 等の見直し

避難所の機能強化・備蓄 物資確保 等

歩 復興をアピールするシテ 戦略の展開

復興計画の推進に向 第5章

(1) 市民・地域と行政の協働による推進

(2)復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立

(3)実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

図表 10-2-16 熊本市震災復興計画策定経過

年	月	市民参画・市議会	震災復興検討委員会	震災復興本部
28	4	Ī	 	
	5		復興部の設置(6日)	
				■第1回震災復興本部(9日) ・熊本市震災復興基本方針 (案)、熊本市震災復興基本計 画、(仮称)復興座談会の開催、 災害義援金
		魚	- 兵本市震災復興基本方針の策定(9日) -)
	6	●震災復興座談会 (1~22日、計14回開催) ■第1回熊本地震からの復旧・復興		
		に関する調査特別委員会(10日) ・審査の方法及び開催日程等		
		■第2回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会(17日)・熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況		
		●平成28年熊本地震に関するアン ケート(20日~7月31日)		
		■第3回熊本地震からの復旧・復興 に関する調査特別委員会(30日) ・熊本地震の概況及び発災から今 日までの対応状況		
	7			■第2回震災復興本部(1日) ・熊本市震災復興計画概要 (案)、計画策定スケジュール
			■第1回震災復興検討委員会 (4日) ・熊本市震災復興基本方針(案)	
			■第2回震災復興検討委員会 (11日) ・熊本市震災復興計画概要(案)	
		■第4回熊本地震からの復旧・復興 に関する調査特別委員会(14日) ・復旧・復興に向けた動き I		
				■第3回震災復興本部(25日) ・熊本市震災復興計画素案
		●平成28年熊本地震における地域 防災活動状況等アンケート調査 (29日~8月12日)	■第3回震災復興検討委員会 (26日) ・熊本市震災復興計画素案	

年	月	市民参画・市議会	震災復興検討委員会	震災復興本部
	8			■第4回震災復興本部(1日) ・熊本市震災復興計画素案
			■第4回震災復興検討委員会 (3日) ・熊本市震災復興計画素案	
		■第5回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会(12日) ・復旧・復興に向けた動きⅡ		
		熊	 本市震災復興計画素案の公表(19E	3)
		●パブリックコメント (19日~9月9日)		
		●くまもと復興カフェ(28日) ※市民ワークショップ		
	9			■第5回震災復興本部(20日) ・熊本市震災復興計画(案) (パブリックコメント結果含む)
			■第5回震災復興検討委員会 (21日) ・熊本市震災復興計画(案) (パブリックコメント結果含む)	
		■第6回熊本地震からの復旧・復興 に関する調査特別委員会(26日) ・震災復興計画策定に向けて I		
	10	■第7回熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会(11日) ・震災復興計画策定に向けてⅡ		
		■臨時会(14日) ・震災復興計画策定 (熊本市基本計画の一部変更 について議案議決)		
		į	熊本市震災復興計画の策定(14日)	
	11		■第6回震災復興検討委員会 (2日) ・熊本市震災復興計画	

第3節 復興アドバイザー・ミーティング

1. 復興アドバイザー

熊本地震から復旧・復興していく中で、震 災前の本市に戻すだけでなく、新しい未来の 地方都市くまもとの姿を創造するため、有識 者等から、長期的かつ大所高所からの意見を 求めることを目的として、「熊本市復興アドバ イザー」を設置した。

復興アドバイザーの選任は、東日本大震災の復興に携わるなど、豊かな経験と高度な専門性を併せ持ち、様々な角度からの助言を見込める有識者9名に依頼した。

図表 10-3-1 復興アドバイザー

氏名		所属団体等
浅野	幸子	減災と男女共同参画 研修推進センター 共同代表
岩渕	健彦	日本弁護士連合会 副会長
北川	正恭	早稲田大学名誉教授 早稲田大学マニフェスト研究所 顧問
黒石	匡昭	新日本パブリックアフェアーズ株式会社 取締役
地下	誠二	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
寺島	実郎	一般財団法人日本総合研究所 会長
デービッド・	アトキンソン	株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長
浜田	敬子	株式会社朝日新聞総合プロデュース室 プロデューサー
松島	正之	インテグラル株式会社 常勤顧問

(9名 50音順 敬称略)

第1回目は平成28年8月18日に東京都で開催し、主に、熊本地震の今後における生活再建等、コミュニティや地域活動、観光戦略等について助言があった。第2回目は平成28年11月22日に熊本市にて開催し、県内・市内の被災状況と市内の仮設住宅等現地視察の上、今後の生活再建等、震災復興計画における復興重点プロジェクト、経済政策、まちづくり等について助言があった。第3回目は平成29年2月2日に東京都で開催し、生活再建やまちづくり、観光戦略、防災面等について助言があった。

図表 10-3-2 復興アドバイザー会議開催の様子



2. 復興ミーティング

熊本地震の振り返りを行い、地域防災計画 や復興・まちづくりに反映することを目的と し、シンポジウム・防災ゲーム体験会・市民 参加型のワークショップを行った。平成 28 年度は2回実施しており、防災ゲームのほか、 炊き出し体験等を通して、市の防災や復興ま ちづくりについて共に考え、共有し、今後の 取組につなげる場となった。

図表 10-3-3 復興ミーティング'16

実施時期	平成28年11月23日
実施概要	①午前の部:防災ゲーム「クロス」は ロード」体験会 熊本地震で直面したジレンマ(葛の 大で直面したジレンマ(高の ないて、YES又はNOの ないて、YES又はNOの を下したが、大力のは、「クロ大学の表で、「クロ大学の表で、「クロ大学のよるを実施ののでは、「ののでは、「ののののでは、では、「のののののでは、では、「のののののでは、では、「ののでは、では、「ののののでは、では、「ののでは、では、「ののでは、「のでは、「
参加人数	①午前の部 75名 ②午後の部 127名

図表 10-3-4 復興ミーティング'16 開催の模様



図表 10-3-5 復興ミーティング'17

実施時期	平成29年1月28日
実施概要	①午前の部:防災ゲームHUG、 炊き出し体験会 静岡県が開発した避難所運営を体 験できる防災が一ム風にさせないの態本地震のがにきる風化ないを のができる地震のがはいる のができませいでがいる解決で ②午後の等:の課題にはいる 災害対デアを出し合い。 まとめていくワークショップを実施
参加人数	①午前の部 HUG:95名 炊き出し体験:6名 ②午後の部 72名

図表 10-3-6 復興ミーティング'17 開催の模様





第 4 節 地域防災計画·防災啓発

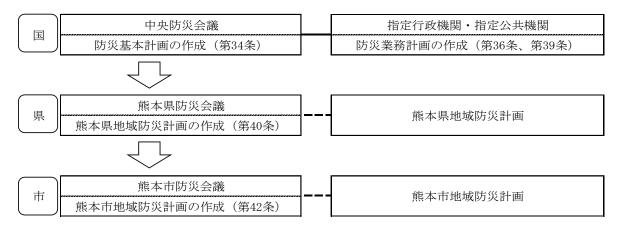
1. 地域防災計画の改定

(1)地域防災計画の概要

市地域防災計画は、市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、熊本市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策および災害復旧についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持および公共福祉の確保に資することを目的としている。

地域防災計画は、地域の実情に応じて、災害発生時の避難、水防、救助、ライフラインの復旧、食料・物資の輸送、備蓄計画、対策本部の態勢、復興の進め方などを盛り込んでおり、本市の地域防災計画は、「風水害編」、「資料編」など災害の種類ごとで構成されている。地域防災計画は、わが国での大規模災害の発生や本市における災害の発生、組織改編等に対応するため、ほぼ毎年見直しが行われてきた。

図表10-4-1 災害対策基本法に定められる防災計画の体系



(2)「平成28年熊本地震」を踏まえた防災 行動計画の策定

今回の震災では、2度の大きな揺れにより、 道路、橋梁等のインフラ、災害時の避難所と なる学校、公民館等の公共施設、さらには河 川の堤防や急傾斜地の擁壁などに甚大な被害 を与えた。その後の断続的な余震の発生、梅 雨・台風なども含めた土砂災害や洪水などの 二次災害を予防・防止することを目的として 平成28年5月に「平成28年熊本地震」を踏 まえた防災行動計画(以下「防災行動計画」 という。)を策定した。

防災行動計画には、熊本地震により被災した道路、河川等の主な災害危険箇所や5月時点での市指定緊急避難場所(一時避難場所)の情報、20万人分の物資備蓄を行う暫定備蓄

計画、家庭内・企業内の備蓄の促進、本市職員の震災における参集条件の引き下げ(全職員参集条件を震度6弱以上から5強以上とした)、避難勧告および指示等における河川の基準水位の引き下げなど、余震や梅雨期における二次災害対策や災害時にとるべき行動を盛り込んでおり、平成28年5月から暫定的に運用が行われた。

防災行動計画については、平成28年6月から行われた「震災復興座談会」において、各区の校区代表者等に説明を行うとともに、市HPで公開を行った。また、市政だより6月号においても早めの避難行動や非常時持出品、非常時備蓄品の準備について周知を図った。

(3) 熊本地震における計画の検証

地域防災計画における地震による被害想定は、平成25年度熊本市防災アセスメント調査による避難者数約5万8千人を想定していた。しかし、2度の大きな地震と度重なる余震により、今回の震災では市内において約11万人の避難者が発生することとなり、地域防災計画上の想定を大きく上回ることとなった。

本市職員においても、地域防災計画等の周知が十分に図られていなかったことから、職員の防災知識等が不足しており、避難所における対応や物資集配等の震災対応業務において適切な行動・判断をとることができなかった。避難所においては、避難所運営に携わる職員が日替わりで交代することにより、避難所における地域住民やボランティアの方々との信頼関係の構築が困難であったことや、ま

た、初動時においては組織内で横断的な情報 共有が図られなかったことから、物資や人員 の投入が遅れることとなり、避難所等への職 員の配分が直前まで決まらないなど非効率な 場面もあった。

本市では今回の震災の対応における地域防災計画の検証として、①学識経験者等を委員とする地域防災計画改定検討委員会を設置し、委員会における意見からの課題、②平成 28年6月1日から22日の間に計14回開催した、地域の代表者や各団体の代表者と今回の震災について意見交換を行う震災復興座談会における意見からの課題、③内閣府による「平成28年熊本地震に係る初動対応検証レポート」における課題、の3つによる意見から課題を抽出した。今回の震災における主な課題や体制等の問題点は次のとおりである。

図表 10-4-2 熊本地震における地域防災計画の主な課題と問題点

主な検討課題	体制等の問題点
災害教訓の伝承の必要性	過去の災害教訓は「防災計画に記載なし」。
避難所となる学校施設の耐震性	構造部の耐震化は図られていたが、体育館天井の非構造部材が破損落下。
緊急輸送道路等の耐震化と早期復旧	道路、橋梁が不通。
ライフラインの耐震性(水道)	水道管漏水および配水池施設被害等で断水。
自助・共助の重要性	避難所や自主防災クラブの認知度、家庭内備蓄の実施割合が低い(熊本地震以前)。
市民参加型の防災訓練の必要性	総合防災訓練がイベント型・展示型。
避難所等の現場、区対策部および災害対策本部の情報 共有の必要性	避難所および被災状況等の情報に遅れ。初動で現場、区、情報調整室の連絡体制が機能 せず。
市民への災害情報等の広報伝達の必要性	防災情報無線が活用されなかったことをはじめ市民への広報伝達が不足。
職員の防災知識・技能の向上、地域との連携	初動の参集や避難所開設・運営で適切な行動・判断ができなかった。
被害想定における避難者数の見直し	防災計画に定める想定避難者数を超えていた。
指定避難所の拡充の必要性	熊本地震で指定外の避難所や車中の避難者が多数発生。
迅速な避難所開設の必要性	避難所の鍵が届かず開設に遅れ。
地域・学校(施設管理者)・行政の連携による避難所 運営の必要性	地域や学校との連携不足により運営に支障。
指定外の避難所および車中の避難者等の把握	指定外の避難所および車中の避難者等の把握に遅れ。水・食料の配送や情報提供に支 障。
避難所での要配慮者や女性への配慮	要配慮者への配慮、女性へのプライバシー確保について配慮不足のケースがあった。
福祉避難所の確保の必要性	福祉避難所が施設被害等で使用できず不足。
トイレ用水の確保	断水により避難所のトイレ用水の不足。
家庭内備蓄・企業備蓄・地域による備蓄	初期2~3日における水・食料の確保は行政だけでは限界あり。
避難所の備蓄供給の見直し	分散備蓄の量が不足。しかし、学校への分散備蓄には備蓄スペースの課題。
支援物資を迅速に届ける配送体制の必要性	初期に物資集積所で受入れが混乱。配送も遅れ。
物資に関する情報共有の必要性	食料や給水等に関する情報共有の不足。
人的支援・物資支援の受入体制の充実	人的支援・物資支援ともに受入体制が不備。
国・ 県・近隣市町村・他都市との連携	物資やマンパワーが有効に配分できず。
自治会、ボランティア、民間企業、NPOとの連携	情報共有が不足し、効率的でなかった。
仮設住宅等の早期確保の必要性	仮設住宅の用地確保ができていなかった。
り災証明発行の早期対応の必要性	り災証明発行に遅れが生じた。

(4)地域防災計画の改定

今回の震災では、多くの尊い命や財産が失われたほか、道路、橋梁等のインフラ、災害時に避難所となる学校、公民館等の公共施設、河川堤防や急傾斜地の擁壁などに甚大な被害が発生した。また、相次ぐ激しい余震により、家屋の倒壊や損壊で避難した住民に加えて、屋内滞在をおそれる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で11万人に達し、発災直後から行政内部での情報収集・発信および伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかとなった。また、今回の震災による様々な経験を通じて、改めて地域が持つ力・市民一人ひとりが持つ力の大きさと重要性を実感することとなった。

こうしたことから、今回の震災における課題と教訓を踏まえ、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要であることから、熊本市地域防災計画の改定を進めることとなった。

①改定に係る市民参画

市地域防災計画の改定に当たっては、まず 熊本地震の経験を踏まえた課題と教訓の分 析・検討を行うこととし、市民や町内自治会 長、各団体の関係者等からの意見聴取やアン ケートを実施することで、課題や教訓の抽出 を行い、市民参画による改定を進めることと した。意見聴取等に係る主な手法は次のとお りである。また、平成29年4月には「熊本市 地域防災計画(素案)」について、パブリック コメントを実施する予定となっている。

図表 10-4-3 意見聴取等に係る 主な手法

(1) 熊本市震災復興座談会

実施時期	平成28年6月1日~6月22日
実施概要	平成28年熊本地震における行政の対応の振り返りと、反省点の抽出・整理および市民の意見・要望を一旦、総括することを目的として、地域や各種団体の代表者と座談会形式による意見交換会を実施。
開催回数	地域代表者向け 6回 各種団体代表者向け 8回
参加人数	地域代表者 118名 各種団体代表者 140名

(2) 平成28年度第1回市政アンケート調査

実施時期	平成28年7月
実施概要	今回の熊本地震では、建物倒壊や地盤の 亀裂の発生、ライフラインの途絶など、市 民生活に多大な影響が出るとともに、行政 の対応など様々な課題が浮かび上がった。 そこで、今回被災した方々の地震発生直後 の行動や今後の考えを聴取し、熊本市地域 防災計画の改定に反映させることを目的と してアンケート調査を実施。
対象者	熊本市在住の満18歳~79歳までの5,000人 (住民基本台帳より無作為抽出)
有効回収数	2,438件

(3) 平成28年熊本地震における地域防災活動状況等 アンケート調査

実施時期	平成28年7月29日~8月12日	
実施概要	平成28年熊本地震で浮かび上がった、行政の対応など様々な課題について、今後の復旧・復興や防災活動等の各取組にいかしていくことを目的としてアンケート調査を実施。	
対象者	校区自治協議会、町内自治会、 自主防災クラブの各会長	
回答数	615件	

(4) 市長とどんどん語ろう! (防災編)

() () () () () () () () () ()			
実施時期	平成29年2月1日~2月17日		
実施概要	熊本市長が各区に出かけて地域防災について説明し、市民の方々の提案や意見を直接聴くことで、地域防災計画へ反映させる取組として、「市長とドンドン語ろう! (防災編)」を開催。		
開催回数	5回(各区にて1回開催)		
対象者	・開催区にお住まいの方、または勤務・通 学されている方 ・開催区でまちづくりなど地域活動をされ ている方を優先に各100名		
参加人数	5回で338名		

②熊本地震検証·熊本市地域防災計画改定検 討委員会

熊本地震における課題の検証を行い、大規 模災害時において実際に機能する地域防災計 画および対応マニュアルの策定に意見を反映 させることを目的とし、必要な事項について 審議するため、学識経験者、指定地方行政機 関の職員、熊本県の職員、消防団長、自主防 災組織代表等を委員とする「熊本地震検証・ 熊本市地域防災計画改定検討委員会」を設置 し、平成28年7月から平成29年2月までの 間に計7回の会議を開催した。熊本地震にお ける課題・検討事項の整理、現行体制の問題 点や地域防災計画改定(案)などについて審 議を行った。平成29年5月には第8回の開催 を予定している。

図表 10-4-4 地域防災計画改定検討 委員会名簿

氏 名	所 属 団 体 等
相藤 絹代	熊本学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
一ノ瀬 範秋	熊本県警 熊本北警察署長
甲斐 浩幸	国土交通省熊本河川国道事務所 副所長
菅野 拓	人と防災未来センター 研究員
髙田 敏明	龍田校区第5町内自主防災クラブ 会長
谷口 喜一郎	陸上自衛隊第8師団第42普通科連隊長
本田 圭	熊本県 危機管理監
松田 泰治	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授 減災型社会システム実践研究教育センター長
宮下 正一	日本防災士会 熊本県支部長
山口 純一	熊本市消防団 団長

(50音順 敬称略)

図表 10-4-5 熊本地震検証・熊本市地域防災計画改定検討委員会 会議次第

回数	開催年月日	議事
第1回	平成28年7月26日	・今後の「熊本地震検証・熊本市地域防災計画改定検討委員会」の 進め方について
第2回	平成28年9月28日	・地域防災計画改定全体構成 (案) ・地域防災計画改定に伴う課題及び検討事項整理 ・マニュアル作成にあたっての基本的考え、留意事項
第3回	平成28年10月27日	・地域防災計画改定に伴う課題及び検討事項の整理について (熊本市震災復興計画及びアンケート調査結果等の追加) ・検討課題の検証及び熊本市地域防災計画の主な改定事項について
第4回	平成28年11月24日	・検討課題と現行体制の問題点及び地域防災計画の改定事項(案) ・地域防災計画体系及び見直し概要(案) ・地域防災計画改定スケジュール
第5回	平成28年12月20日	・地域防災計画改定方針について ・地域防災計画(共通編、地震・津波災害対策編)進捗状況について ・避難所運営マニュアル進捗状況について
第6回	平成29年1月26日	・熊本市地域防災計画改定(案)「共通編」「地震・津波災害対策編」「風水害対策編」「大規模事故対策編」 ・主な下位計画・マニュアル(案)について
第7回	平成29年2月28日	・熊本市地域防災計画改定(案)「共通編」「地震・津波災害対策編」 「風水害対策編」「大規模事故対策編」 ・主な下位計画・マニュアル(案)について

③基本方針と6つのポイント

市地域防災計画では、熊本地震から創造的 復興へと力強く立ち上がり、市民力・地域力・ 行政力を結集した防災・減災のまちづくりを 目指すため、「市民・地域・行政の災害対応力 の強化」を基本理念として、①災害に強い都 市・ひと・地域づくり、②行政の災害対応力の強化、③避難対策の強化、④備蓄・供給体制の整備、⑤広域連携・受援体制の整備、⑥被災者の生活支援に向けたトータルケアの整備の6つのポイントに取り組んでいく予定とした。主な取組内容等は次のとおりである。

図表 10-4-6 地域防災計画における 6 つのポイントの主な取組内容

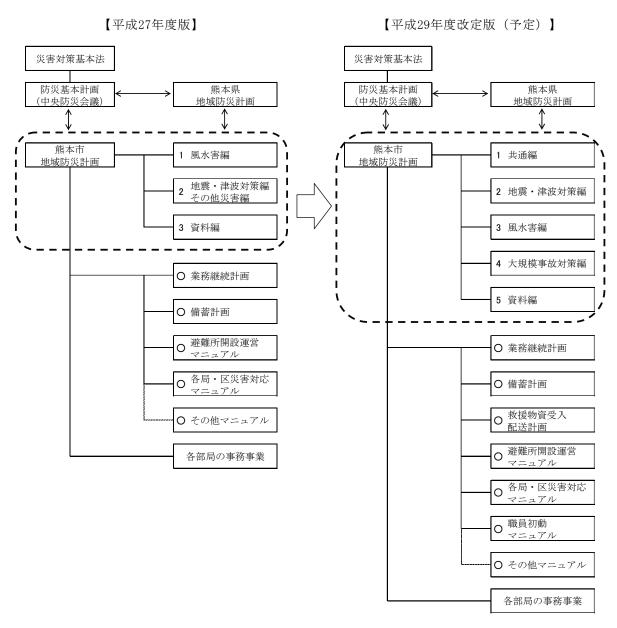
ポイント	課題等	主な取組内容	
	地震に強い都市構造にするため、市有建築 物の更なる耐震化に取り組むとともに、非構 造部材の耐震対策についても検討を行う。	・避難所となる学校施設等の非構造部も含めた耐震性の確保 ・国・県・市の連携強化による緊急輸送道路等のインフラの耐震化 整備促進 ・水道管等の「耐震化計画」を改定	
①災害に強い 都市・ひと・地域づくり	熊本地震において、市民は、発災直後の避難からその後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、互いに助け合い、また、国内外から温かい支援を受けたことにより、地域を中心とした絆の大切さを改めて認識した。	・熊本地震、平成24年の九州北部豪雨災害などの記録、教訓、知見等を防災計画等に反映・自助・共助を醸成するための地域活動を推奨・熊本地震を教訓にした学校用副読本の作成・避難所運営も含めた校区単位の防災訓練の実施	
②行政の災害対応力 の強化	熊本地震では、情報伝達や避難所運営、物 資輸送の混乱など、災害発生時の対応におい て多くの課題が明らかとなった。	・災害対策本部における情報調整室の情報収集力の強化や区の防災体制の強化、および訓練計画の策定 ・的確な広報伝達のためのマニュアル作成やSNSの活用を含めた伝達方法の多重化、および報道機関の協力による市民への情報伝達・「職員初動行動マニュアル」の作成(発災の時間帯や季節考慮)および地域の防災訓練への参加	
③避難対策の強化	熊本地震では、家屋の倒壊や損壊で避難した住民に加えて、屋内滞在をおそれる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で11万人に上り、指定避難所では、供給された物資仕分での混乱、トイレ用水がなく、排泄物等を処理できないといった事態が発生した。また、地震による家屋の倒壊をおそれる人などが、指定避難所ではなく、スーパー・東京で車両を駐車して寝泊まりする「車中泊避難」が急増した。一方、福祉避難所では職員が入所者への対応に加えて、一般の避難者への対応も迫られたことから、福祉避難所では職人の一般が監難者を入れのあり方が指摘された。さらに市と避難所との調整は、地域に精通している職員を派遣するべきとの指摘もあった。	・最大時の避難者数を参考に、計画における被害想定避難者数を11万人とし備蓄計画等に反映 ・国・県施設や指定管理者施設の避難所指定拡充 ・地域在住職員を避難所担当職員として派遣 (突発的な大規模災害発生時) ・地域団体・施設管理者・避難所担当職員による(仮称)校区防災連絡会(校区本部)の事前設置 ・校区単位の防災訓練の実施 ・自治会、自主防災クラブ、消防団等との連携強化 ・避難所バリアフリー化を推進 ・「避難所開設・運営マニュアル」の見直しおよび避難所運営訓練の実施 ・福祉避難所の協定先の確保および事前打ち合わせの充実 ・水道管の耐震化、貯水機能付給水管の整備、マンホールトイレの増設、井戸水の活用検討	
④備蓄・供給体制の整備	熊本地震では避難者数が最大で11万人に上り、指定避難所への物資の供給、給水車による給水、指定避難所以外への物資供給体制等の課題が浮き彫りになった。さらに物資のニーズが刻々と変化したことにより、受入側で対応が混乱するといった事態が発生した。	・家庭内・企業内備蓄(3日分、できれば1週間分)の啓発推進・水・食料は発災直後の3日間を目途に、避難所等の分散備蓄や集中備蓄、企業流通備蓄、家庭内備蓄、地域備蓄等で対応し、3~4日以降は支援物資を主に迅速な配送で対応・支援物資の「受入・配送計画」の策定と民間活用・「物資受入・配送計画」における情報共有の規定	
⑤広域連携・受援体制 の整備	熊本地震では、他自治体等からの支援に対して、受援体制が整っておらず受入体制が十分ではなかったため、迅速な応援要請に支障が生じた。	・「受援計画」および「物資受入・配送計画」の策定 ・国・県との情報共有強化や、指定都市市長会・九州市長会の相互 応援の充実、および事前打ち合わせ等による連携強化	
⑥被災者の生活支援に 向けたトータルケア	被災者は、一日でも早く安心に暮らせることを望んでいる。自立的な生活を送ることができるよう、生活再建に向けた総合的な支援と、被災者に対する心のケアの体制を充実させることが重要になる。	・仮設住宅用地の候補地を事前に設定 ・みなし仮設住宅の活用 ・り災証明の発行や家屋被害調査のための担当職員の育成 ・生活再建窓口のワンストップ対応	

第 10

④地域防災計画改定後の構成

本市の地域防災計画は「風水害編」、「地震・ 津波編、その他災害編」、「資料編」で構成さ れているが、熊本地震を踏まえた地域防災計 画の改定では、「共通編」、「大規模事故対策編」 を新たに追加するとともに、「業務継続計画」、「備蓄計画」の見直しや、「救援物資受入配送計画」、「受援計画」、「職員初動マニュアル」を新たに策定する予定である。

図表10-4-7 地域防災計画の全体構成(平成27年度版と平成29年度改定予定の比較)

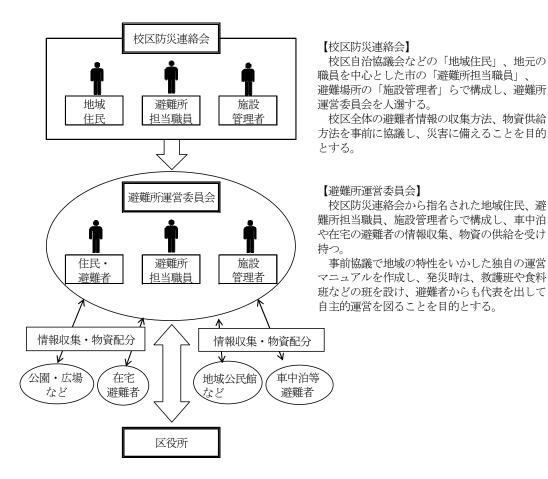


⑤校区防災連絡会と避難所運営委員会の設置

今回の震災では、避難所の鍵が届かずに開設が遅れた施設や、避難所の運営主体が、市職員、地域住民、学校教職員等のいずれかに任せっきりになる避難所もあり、避難所ごとに運営主体や運営方法が異なることとなった。

今回の経験を踏まえ、突発的かつ大規模な 災害が発生した場合に備え、地域防災計画で は、行政とともに市民や地域団体(校区自治 協議会など)が避難所運営を担う主体に位置 付け、避難所運営の実働組織として「校区防 災連絡会」と「避難所運営委員会」を設置することとしている。また、今回は避難所において市職員による開設の遅れ、避難所運営職員の固定化が図られなかったことから、次の災害に備え、避難所ごとに「避難所担当職員」を設置することとした。避難所担当職員は、避難所等の近くに住む、地元在住の職員を避難所ごとに割り当て、大規模地震等が発生した際には、市役所等に参集せず、直接避難所へ行き避難所の開設および運営を行うこととしている。

図表 10-4-8 校区防災連絡会と避難所運営委員会の体系



⑥市民・地域・行政の役割

今回の震災では、発災直後の避難からその 後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、互 いに助け合い、また、国内外から温かい支援 を受けたことにより、地域を中心とした絆の 大切さを改めて認識するとともに、防災にお ける自助・共助の重要性を身をもって感じる こととなった。

市民・地域・行政が各々の防災意識を高め、 的確な行動がとれるように災害対応力の強化

に努め、市民力・地域力・行政力を結集した 防災・減災のまちづくりを推進するため、市 民・地域・行政がそれぞれに果たすべき責任 と役割を分担することが必要と考え、地域防 災計画の改定時にそれぞれの役割を記載する こととなっている。それぞれの主な役割等に ついては次のとおりである。

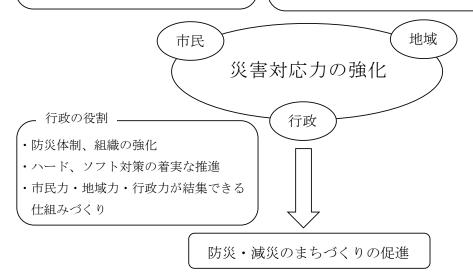
図表 10-4-9 市民・地域・行政の主な役割

- 市民の役割

- ・災害に関する正しい知識の習得
- ・避難行動、避難経路、避難場所の確認
- ・最低3日分の備蓄
- ・まなぼうさい、防災訓練への参加

地域の役割 -

- ・自主防災クラブ等による地域主導の防災訓練の継続、 地域版ハザードマップ
- ・地域企業と自主防災クラブの連携・地域との交流
- ・地域企業の事業継続、防災への協力



⑦改定スケジュール

地域防災計画の改定については、平成 29 年 4 月に地域防災計画(素案)のパブリックコメントを実施した上で、5 月に開催予定の熊本市防災会議にて審議を行い改定する予定である。また、地域防災計画の改定に併せ、「物資供給計画対応マニュアル」の策定と、「避難所開設・運営マニュアル」の改定を行う予定としており、その後、「職員初動マニュアル」、「業務継続計画」、「受援計画」等の策

定および改定を行うこととしている。

また、校区防災連絡会や避難所運営委員会 については、校区ごとの組織の早期発足を目 指し、各地域との連携・協議を進めていくこ とが必要となっている。

今後も熊本地震を踏まえた課題や取組等については、必要に応じて適宜、地域防災計画や下位計画等の見直しを図っていく必要がある。

2. 防災啓発

(1) 市民への主な防災啓発

(1)わが家の防災マニュアル

本市では、日頃から家庭などで防災について話合い、家庭や地域における防災対策に、活用してもらうよう、地震対策や風水害対策、火災対策など、災害から身を守るためのマニュアルである「わが家の防災マニュアル」を平成17年度に全戸配布している。その後、平成23年3月の東日本大震災の内容を踏まえ、全面的に改訂を行い、平成23年度には再度全戸配布を行った。平成23年度の改訂版には、浸水を想定した洪水・高潮ハザードマップのほか、地震ハザードマップも新規掲載している。

②地域版ハザードマップ

地域版ハザードマップとは、災害が起きたときの被害想定区域や危険箇所をはじめ、避難場所等を明記した行政が配付する各種ハザードマップを、住民自らが地域の実情にあわせて作成したハザードマップのことであり、地域版ハザードマップは平成28年4月1日時点で市内911町内ある中、227団体で作成されており、行政区別では、南区が70団体と最も多く、次いで、北区が51団体、東区が45団体、西区が31団体、中央区が30団体となっている。

③出前講座

「出前講座」とは、市民の学習活動を支援するため、本市や国の機関、病院や大学、その他の団体などの職員を講師として派遣し、業務の取組などの話や説明をする制度で、防災に関する講座として「熊本市の防災体制みんなで守る私たちのまち」を実施している。平成27年度には防災に関する出前講座に本市危機管理防災総室職員を講師として派遣し、35回の講座を開催した。町内自治会や小学校等を中心に、35回で約1,800人が参加した。また平成28年度においても28件の講座を実施した。

④自主防災クラブ

自主防災クラブとは、災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき、地域の被害を最小限度に抑えるため活動する組織で、本市では地域防災力向上のため、自主防災クラブの結成を促進している。

自主防災クラブは平常時には、防災知識の 普及、地域版ハザードマップの作成、防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守、 緊急連絡網の作成を実施し、この活動により 区域内の住民の防災意識の向上を図ると共に、 災害時における「自助」と「共助」の力を強 化する。この際、特に災害時要援護者への支 援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の 促進に留意する。

非常時には地域ぐるみの平常時の活動をいかし、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、救援物資の配布等の活動により、被害の最小化に努める。

平成28年4月1日時点での自主防災クラブの結成は713団体となっており、行政区別でみると、中央区が167団体と最も多く、次いで南区が156団体、北区が148団体、東区が124団体、西区が118団体となっている。

⑤地域における防災活動

地域住民の自助、共助の防災意識の向上・ 啓発を図るため、地域主導型で年2回「まな ぼうさい」を実施しており、各町内自治会や 自主防災クラブをはじめ、地域住民が多数参 加して、炊き出し訓練や避難訓練、あるいは 防災啓発活動が行われていた。「まなぼうさ い」は平成27年度までに第20回まで開催さ れており、平成28年度においては、熊本地震 を踏まえ、更なる防災啓発や災害への備えの 充実・強化に向け、21回目となる「まなぼう さい」を11月に開催し、避難訓練をはじめ、 各種防災訓練・体験等が実施された。

その他、各区において防災啓発に関するイベント等を開催しており、防災・減災に役立つ行動や知識を身につけることができるよう

体験型のイベントを校区ごとに開催し、防災 意識の向上を図る目的のもと、平成26年度か ら実施している「ぼうさいキャラバン」や、 「防災まちづくりリーダー育成研修会」、「地 域防災合同訓練」の実施など、地域防災意識 の向上・啓発を図る事業が行われている。

(2) 今後に向けて

今回の震災においては、「熊本でこのような 大地震が起こるとは思ってもいなかった。」と 思った方も数多くおり、平成28年7月に実施 した平成28年第1回市政アンケート結果(有 効回答2,438件)では、「飲料水や食糧の備蓄 を行っていなかった」と回答した方が63.3% で、「自主防災クラブを知らない」と回答した 方が76.4%、「震災前に町内自治会が行う防 災訓練や行政が行う講習会等に参加したこと がなかった」と回答した方が79.0%となって おり、熊本市民の震災前における防災意識は 低い結果となっていた。

今回の震災を経験したことから、今後は市 民が「自らの身の安全は自らが守る」という 自覚を持ち、防災意識の高揚が図れるよう、 本市においても「地域版ハザードマップ」の 作成、「HUG(避難所運営ゲーム)」の開催、

「自主防災クラブリーダー研修」の開催など を推進し、防災知識の普及促進を図っていく 必要がある。

また、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚および人命の安全確保に貢献する自主防災組織(自主防災クラブ)の結成・活動を促進するための協力体制を確立し、地域の担い手の育成などに取り組んでいくことが必要となっている。

3. 防災訓練

(1) 震災前の主な防災訓練

熊本地震前に行っていた主な防災訓練は次のとおりである。

①水防訓練

梅雨・台風等の出水期に備え、関係機関との連携強化並びに本市水防班、消防団員の水防活動における知識および技術の向上を図ることを目的に実施。

図表 10-4-10 訓練概要

実施時期	•5月中旬頃
訓練内容	・情報伝達訓練 ・水防工法訓練 等
訓練対象者	・熊本市・熊本市消防団・国土交通省 等
・実際の資材を利用し訓練すること 災害対応力が向上 ・関係機関との連携強化	

②白川・合志川サイレン吹鳴訓練

平成24年7月の九州北部豪雨災害を受け、 住民の早期避難を促し人的被害の軽減を図る ため、白川・合志川にサイレンを設置した。 この災害の風化を防ぎ、市民の防災意識の更 なる向上を図ることを目的として実施。

図表 10-4-11 訓練概要

実施時期	・7月12日
訓練内容	サイレン吹鳴マイク放送訓練
訓練対象者	・地域自治会 ・消防団 等
訓練効果	・行政と地域住民が連携した実践的な訓練・平成24年7月12日の九州北部豪雨災害の 風化防止

③シェイクアウト訓練

災害から身を守るための日頃の備えおよび、 災害発生時の初動対応に係る知識や咄嗟の行動を身につけるとともに、災害対応の基本となる「自助」の強化を図ることを目的として 実施。

図表 10-4-12 訓練概要

実施時期	・11月上旬頃
訓練内容	・1分間の安全行動
訓練対象者	・全市民
訓練効果	どこでも、誰にでも手軽にできる訓練防災に関する啓発

④大規模災害対処訓練

災害対策本部等の初動対応および防災関係機関(ライフライン)と連携した応急対策、また、迅速な伝達網の確立と情報伝達の確実性向上を目的とした災害時の職員安否確認および参集訓練を実施。

図表 10-4-13 訓練概要

実施時期	・1月中旬頃
訓練内容	・職員安否確認、職員参集訓練・情報収集、伝達訓練・災害対策本部訓練・災害対策本部会議訓練・災害対策指揮室運営訓練・情報調整室開設、運営訓練
訓練対象者	・全職員 ・防災関係機関
訓練効果	・職員の災害対応力の向上 ・各種マニュアルの検証 ・防災関係機関との連携

(2) 今後に向けて

これまでの訓練は、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかった。今後は、校区単位ごとの市民参加型訓練を多く実施し、学校、防災関係機関、自主防災クラブ、消防

団、地域団体等の地域に係る多様な主体と連携し、協力体制の強化、予防並びに災害応急対策機能の向上を図り、あわせて住民の防災意識の高揚を図っていくことが必要となる。また、職員を対象とした訓練の多くがシナリオ型であったため、災害対応力を大きく向上させるには至らなかった。今後は、熊本地震の課題を踏まえた防災訓練に見直すこととし、組織や職員の対応力強化や防災関係機関等との連携強化および広域的な災害対応力の強化等を図っていく必要がある。平成28年度は大規模災害対処訓練において、熊本地震を踏まえた災害対策本部の初動対応の課題に対し、従来のシナリオ型からブラインド型訓練に変更して実施することとなった。

平成29年度からは従来の防災訓練に加えて、 新たに以下の2つの訓練を実施していく。

①震災対処実働訓練

熊本地震の経験を踏まえて、新たに策定する「避難所開設運営マニュアル」、「物資配送計画」等に基づき、避難所開設・運営、物資配送および情報伝達等の災害初動対応を地域と共に訓練することにより実践に即した災害対応力の向上を図ることを目的として実施。

地域住民も含めて避難所開設・運営や物資 配送の訓練を実施する予定となっている。

図表10-4-14 訓練概要

実施時期	•4月中旬頃
訓練内容	・職員参集訓練・避難所開設、運営訓練・情報収集、伝達訓練・物資配送訓練
訓練対象者	・災害対策本部要員 ・避難所開設運営関係者 (地域・市・施設管理者等) ・地域住民 ・企業 等
訓練効果	・災害発生時の迅速な初動体制の確立 ・各種マニュアルの検証 ・各関係者の育成および協力体制の確立

②地域における防災訓練

熊本地震の経験を踏まえて新たに改定する「地域防災計画」、「避難所開設運営マニュアル」に基づき、校区ごとに地域団体、市、施設管理者による「避難所運営委員会」を設立し、それぞれが災害時の役割を事前に確認・共有することを目的とし、きめ細やかな訓練を実施。

図表10-4-15 訓練概要

実施時期	・通年
訓練内容	・避難所開設、運営訓練・HUG(避難所運営ゲーム)・情報収集、伝達訓練・地域版ハザードマップの作成促進 等
訓練対象者	・避難所開設運営関係者 (地域・市・施設管理者等) ・地域住民
訓練効果	・災害発生時の迅速な初動体制の確立 ・各種マニュアルの検証 ・地域ごとにきめ細やかな訓練を実施 ・地域との協力体制の確立 ・防災に関する啓発

第5節 業務継続計画

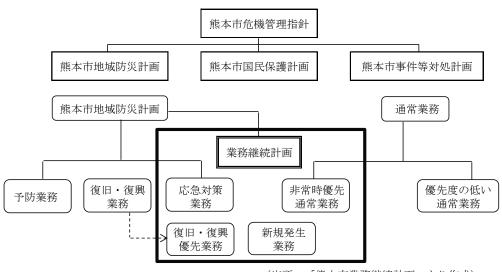
1. 業務継続計画の改定

(1)業務継続計画の概要

「熊本市業務継続計画(地震・津波災害対策編)」は、熊本地域において直下型大規模地震が発生し、行政機能が低下した状況下においても、災害応急業務および業務継続の優先度の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。)を選定し、必要な資源の確保・配分等を効率的に投入することにより業務の立ち上げ時間の短縮や実施する業務レベルの向上

を図り、高いレベルの適切な業務執行を行う ことを目的として平成24年10月に策定した計 画である。

熊本市地域防災計画は、災害対策基本法に 基づき、熊本市防災会議が作成する防災に関 する災害予防業務、災害応急対策業務、災害 復旧・復興業務等を総合的に定めた計画であ り、本市防災対策の骨格(基本計画)となる ものである。これに対し、業務継続計画は地 域防災計画の実効性を高める計画である。



図表10-5-1 業務継続計画の位置付けと業務の範囲

(出所:「熊本市業務継続計画」より作成)

図表10-5-2 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画	
・市が発災時又は事前に実施すべき災害対		・発災時の限られた必要資源を基に、非常 時優先業務を目標とする時間・時期まで に実施できるようにするための計画	
計画の位置付け ・防災対策に関する総合的かつ基本的性格 を有する計画		・防災計画の細部計画および通常業務復旧 のための実行計画(実効性の確保)	
行政の被災	・想定していない	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信 等の必要資源の被災を評価し、利用でき る必要資源を前提に計画を策定する	
・災害予防業務・災害応急対策業務・災害復旧・復興業務		・非常時優先業務を対象とする (応急業務だけでなく、業務継続の優先度 の高い通常業務も含まれる)	
業務開始 目標時間	・規定していない (必要事項ではない)	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間 を定める(いつ頃まで、何を)	
職員の飲料水・ 食料等の確保	・記載はない (必要事項でない)	・検討の上、記載する	

(出所:「熊本市業務継続計画」より作成)

第 10 章

(2) 非常時優先業務

熊本市業務継続計画における非常時優先業務とは、震災発災時から1か月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった「災害応急業務」(「初動対策業務」、「応急対策業務」と早期に実施すべき優先度の高い「復旧・復興業務」)および災害対応中であっても本市の通常業務のうち休止することなく継続又は強化して実施すべき「継続の優先度の高い通常業務」(「継続業務:A」「縮小業務:B」)となっている。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割当てるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の支障とならない範囲で業務を実施することとなる。

図表10-5-3 非常時優先業務の対象範囲

	業務区分	内容	
	初動対策業務	-11-	発災後3時間、12時間以内に 実施する業務
災害応急 業務	応急対策業務	非常	発災後3日以内に実施する業務
	復旧・復興業務	時優先業務	優先度の高い復旧・復興に 関する業務
	継続業務: A		平常時と同様に継続する業務
通常業務	縮小業務:B		他の業務を優先するため 縮小する業務
	休止業務:C		他の業務を優先するため 休止する業務

(出所:「熊本市業務継続計画」より作成)

非常時優先業務の選定に当たっては、業務継続計画における被害状況の想定や各前提事項を勘案し、発災後の業務開始目標時間ごとの災害応急業務の考え方と、これに対応した主要な非常時優先業務の基準を次のように整理していた。

図表10-5-4 業務開始目標時間別の主要な非常時優先業務の選定基準表

業務開始目標時間	業務の考え方	非常時優先業務
①3時間以內	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・消火、牧助、救出の開始 ・避難所の開設 ・広域応援要請	・災害対策本部(各対策部)の設置および開催運営・被害情報の把握(収集・伝達・報告) ・職員等参集状況の把握(収集・伝達・報告) ・庁舎等の被害状況の把握 ・市民病院等の医療機関被害状況の把握 ・市大病院等の医療機関被害状況の把握 ・市大病酸の被害状況の把握(土木・上下水道・建築物等) ・火災、津波等対策(消火、避難・警戒・誘導処置等) ・救助、救出(医療救護)体制編成・運用 ・避難所(救護所)の開設・運営 ・広域応援要請(警察・自衛隊・消防・DMAT等に係る、国・県への派遣要請) ・通信の確保、維持・運営 ・児童等の安全確認
②12時間以內	・応急活動の開始 ・救護活動の開始 ・避難生活支援開始	・災害関連情報の広報 ・防災関係機関および協定団体との調整(受入れ・対応箇所等) ・二次被害防止(土砂災害危険箇所における避難等) ・道路等の応急復旧業務(緊急輸送道路の通行確保) ・上下水道の応急復旧業務(緊急輸送道路の通行確保) ・応急給水対策(給水車・拠点の開設) ・保健・医療対策(拠点の開設) ・避難者数の把握 ・避難生活に係る物資の確保・輸送(配布・管理) ・避難生活に係る物資の確保・輸送(配布・管理) ・避難所における保健衛生活動(救護所・仮設トイレ等) ・遺体の取扱い(収容・保管等)
③24時間 (1日以内)	・応急活動の拡大 ・重要な行事の手続き	・重要業務システムの再開(Cネット、ホストコンピュータなど) ・衛生環境の回復(保健衛生・防疫活動) ・社会的な重要行事等の延期調整 ・避難生活の向上(入浴、メンタルヘルス、防犯、保健師派遣等) ・ボランティアの受入れ・運用 ・災害時要援護者に係る業務 ・危険物(火薬、劇物等)の応急対応 ・災害救助法の適用手続き
④72時間 (3日以内)	・救助活動等の拡充 ・被災者への支援開始 ・市民生活の復旧 ・インフラの復旧	・要教助者、行方不明者の救助・捜索活動の充実 ・応急危険度判定 ・ゴミ瓦礫処理等の清掃に関する業務 (施設の開設) ・上下水道復旧工事の実施 ・り災証明発行に係る判定調査 ・災害対応の必要経費の確保に係る業務 ・復興本部の立ち上げ業務 ・遺体の取扱い (火葬手続き)
⑤1週間以內	・被災者への支援 ・行政窓口機能の回復 ・教育(授業)の再開	・生活再建等に係る広報・広聴業務 ・窓口業務の再開 ・許認可業務の再開 ・り災証明の発行業務 ・応急住居(住宅・アバート等)数の把握 ・応急仮設住宅必要戸数の把握 ・休園・休校の授業再開 ・騰災復興本部の設置
⑥2週間以內	・被災者への支援 ・復旧、復興業務の本格化	・被災者生活再建支援法等関係業務 ・転居住宅、アパート確保(仮設住宅着工:20日以内) ・閉鎖師・学校の授業再開(移転・間借) ・生活保護関係業務の再開 ・公共施設災害の復旧業務 ・農林水産業の復旧・復興業務 ・商工業の復旧・復興業務 ・義援金等の支払・支給
⑦1か月以内	・復旧、復興に係る業務・行政機能の回復	・仮設住宅の完成(逐次) ・仮設プレハブ校舎着工 ・その他の業務

(出所:「熊本市業務継続計画」より作成)

(3) 熊本地震における計画の検証

業務継続計画は平成24年10月に策定されて おり、計画の適用となる災害の発生は今回の 震災が初めてであった。業務継続計画につい ては、平成24年10月の策定以降、組織改編等 による各局・区対策部の事務の変更がなされ ておらず、また、職員に対する計画の周知が 十分に図られていなかったこと、どの段階で どれだけの人員が必要であり、どこからその 人員を捻出するのかといった細かい視点が欠 けていたことなどから、発災直後の初動時に は、震災対応に必要な人員の確保や、それぞ れの非常時優先業務に対する人員の必要数の 調整など、各局・区において判断にばらつき があり、震災対応における人員等の調整や、 局・区間の横断的な対応に混乱が生じること となった。

継続の優先度の高い通常業務については、 今回の震災が未曾有のものであり、短期間で の復旧の見込みがないこと、通常業務を縮 小・一時休止しなければ復旧業務に支障をき たすことを踏まえ、業務継続計画に基づき、4 月18日から各局・区における通常業務の休止 等について整理を開始し、市民生活に支障の ない通常業務を縮小・一時休止することとな った。縮小・一時休止した業務については、 市HPにて広報を行い周知に努めた。

また、業務継続計画では非常時優先業務は 震災発災時から1か月間を対象としているが、 今回の震災では被害が甚大であり、1か月では 非常時優先業務が終了しなかったことから通 常業務の縮小・一時休止の期間もそれぞれの 業務に応じて臨機応変に対応することとなっ た。

図表10-5-5 市HPで広報を行った熊本地震時の縮小・一時休止する業務一覧(例) (平成28年4月28日時点一部抜粋)

縮小・一時休止する業務一覧 【政策	【向】
-------------------	-----

WHEN AND N			
課名	事務分掌	業務内容	×・・・休止 △・・・業務の縮小 ○・・・実施
政策企画課	局内の政策その他重要事項の総合 的調整に関すること	県内大学・コンソーシアム熊本との連絡調整	×
	局内事務の連絡調整に関すること	市長記者会見資料作成	×
	指定都市市長会に関すること	中核市市長会・指定都市市長会との連絡調整	Δ
	東京事務所との連絡調整に関する こと	国、政党等の情報共有	Δ
広報課	広報に関すること	電波等の媒体による広報	Δ
		電子媒体による広報	Δ
	報道機関との連絡及び市政記者室 に関すること	報道機関との連絡及び市政記者室との調整	0

(4)業務継続計画の改定

今回の震災において、業務継続計画に基づく震災対応については各局・区での判断にばらつきもあり、震災対応に必要な人員の確保が困難であった。特に、発災後の初動においては非常時優先業務への人員投入や各局・区間での調整に混乱が生じるなどの課題が生じたことから、地域防災計画の改定に伴い、業

務継続計画も今回の経験に基づく実効性の高い計画へと見直しを進めている。

見直しに当たっては、今回の震災対応における実績等を踏まえ、まずは復旧・復興の各段階において必要となる業務、人員投入量を把握することを目的に、各局・区を対象として、平成28年4月15日から10月14日までの期間に「各業務にどれだけの人員(正規職員・再

任用職員と非正規職員)が従事したのか」、「その際、時間外勤務はどれだけ必要としたのか」を明確にするための調査を、計5回実施した。その後、平成28年4月15日から10月14日までの通常業務への人員投入量、それぞれの段階における非常時優先業務の設定および必要人員等について各局・区に調査を行った。今後は各局・区へ継続的な調査およびヒアリング等を実施し、災害対応業務や人員配置等の精査を行った上で、平成29年度中の改定を予定している。

次に災害が発生した際は、各組織が非常時優先業務や通常業務に対し、必要に応じた人員投入がスムーズに行えるよう、業務継続計画の職員への研修・啓発・周知等を図っていく必要がある。

第6節 財務

1. 予算対応

(1)5月補正予算

熊本地震に関連した経費として、緊急に取り組む必要がある被災者支援・生活再建に要する経費について、平成28年5月6日に、5 事業8,112,120千円の補正予算を市長専決処分により措置した。

図表 10-6-1 5 月補正予算内訳(一般会計)

項目	予算額 (千円)
被災者住宅支援事業 (応急仮設住宅建設、民間 賃貸住宅等の借上げ、被災住宅の応急修理)	7, 832, 000
災害弔慰金および災害見舞金支給経費	77, 620
災害援護資金貸付事業	90, 000
熊本地震特別融資利子補給金	112, 500
計	8, 112, 120

(2)「平成28年度予算執行にあたっての基本方針について」(平成28年5月18日付け財政発第40号)

今後の本格的な復旧・復興に向けた新たな 人員の確保、財政需要への的確な対応と事業 の優先度に応じた選択と集中を行っていくた め、平成28年度の予算執行に当たって、以下 の基本方針を副市長名で通知した。

<基本方針>

- ■災害復旧や復興に係る事業は、各局において最優先で迅速かつ確実に実施する。
- ■災害復旧や復興に係る事業は、各局において国・県の補助事業を最大限活用し、必要な財源を確保する。
- ■当初予算計上事業は、事業の優先度や効果 の最大化、適時性を念頭に各局において当 面以下の対応を行う。

<各局における具体的対応について>

- (ア) 災害復旧や復興に係る事業における具 体的対応
- ■災害救助法をはじめとする国・県の補助事

業等の最大限の活用を図る。

- ■国・県に対し補助制度の弾力的運用や制度 改善を得られるよう積極的な要望・折衝を 行う。
- ■公共施設は一律に復旧するのではなく、当該施設の必要性を整理した上で対応する。 ※特に公共施設等の所管課においては、「熊本市の公共施設マネジメントに向けた 基本的考え方」(資産マネジメント推進 室作成)を踏まえ、施設の再配置や機能 再編に向けた検討も行う。
- ■使途および金額について遺漏なく把握して おく。

(イ) 当初予算計上事業における具体的対応

以下の対応を原則とするが、緊急又は特段 の事情があり判断に迷う場合は、個別に財政 課と協議すること。

- ■年度間調整で先送り可能な事業は執行停止 とする。
- ■新規・拡充事業(単独事業)は、原則として中止・凍結する。
- ■継続事業においても、費用対効果や適時性 等を見極めながら厳選の上実施する。
- ■イベント等は必要な見直しを行う。

(3)6月補正予算

熊本地震に関連した経費として、6 月補正 予算において、被災者支援および応急対応に 関する経費など一般会計 32 事業、18,832,186 千円を措置した。

図表 10-6-2 6 月補正予算内訳(一般会計)

項目	予算額 (千円)
被災者支援関連経費	
<u>避難所の設置等関連経費</u> (避難所・福祉避難所設置運営経 費、物資輸送関係経費、避難者等 輸送経費、緊急雇用対策事業)	2, 019, 454
被災者への経済的な支援経費 (災害見舞金・生活必需品支給経費、災害援護資金貸付事業、教科書・学用品支給経費)	2, 952, 000
支援の実施・相談に係る経費 (り災証明書関係経費、被災者支援 コールセンター運営経費、震災生活 再建支援関係経費、被災者住宅支 援事業等)	228, 482
農水産業復旧支援経費 (経営体育成支援事業、農業生産振 興事業、漁業生産支援経費)	1, 982, 450
教育相談・支援体制関連経費 (スクールカウンセラー配置事業、学校教育緊急ダイヤル設置経費)	100, 000
震災廃棄物対策経費	11, 047, 600
応急対応等経費	
文化財等応急対応経費 (熊本城·文化財等応急対応経費)	494, 000
<u>その他</u> (震災復興計画関係経費、水防活動 経費)	8, 200
計	18, 832, 186

(4)8月補正予算

熊本地震に関連した経費として、8 月補正 予算において被災者支援および生活再建関連 経費と公共施設等の復旧経費など一般会計 105 事業、73,178,376 千円、特別会計 171,407 千円を措置した。

また、あわせて平成 28 年度当初予算計上事業の見直しを実施し、191 事業、10,014,985千円の減額補正を行った。

図表 10-6-3 8 月補正予算内訳(一般会計)

因数 10-0-3 0 万栅正 7 异内扒	
項目	予算額 (千円)
被災者支援および生活再建関連経費	
<u>避難所の設置等関連経費</u> (避難所設置運営経費、校区自治 協議会等への災害対応臨時給付経 費)	61, 789
<u>被災者への経済的な支援経費</u> (災害見舞金・災害弔慰金支給経 費)	926, 582
住まいの支援関連経費 (被災者住宅支援関係経費、仮設 住宅入居者くらし再建支援経費、 仮設住宅バス運行関係経費、宅地 被害調査経費)	13, 607, 500
震災廃棄物対策経費	19, 063, 100
農水産業復旧支援経費 (経営体育成支援事業、農業生産 振興事業、水産生産振興事業、ノ リ養殖経営再開支援経費、農業金 融対策経費)	5, 976, 800
民有施設等への支援経費 (商店街施設等災害復旧経費、地 域公民館災害復旧経費)	70, 200
支援の実施・相談に係る経費 (震災生活再建支援関係経費、り 災証明発行関係経費、災害対応職 員経費)	3, 606, 206
公共施設等復旧経費	
公共施設復旧経費 (学校施設・廃棄物処理施設・市 営住宅・熊本城・公設運動施設・ 文化施設・動植物園・くまもと森 都心プラザ・文化財等・庁舎等災 害復旧経費)	11, 547, 203
土木施設復旧経費 (道路橋梁、河川、公園災害復旧 経費)	11, 055, 158
農業施設等復旧経費 (農地・漁港施設等災害復旧経 費、県営農地等・漁場災害復旧事 業負担金)	3, 094, 700
社会福祉施設復旧経費 (老人福祉施設、障がい者支援施 設、保育所、母子・父子福祉施 設、児童福祉施設、保護施設等災 害復旧経費)	4, 072, 838
その他 (熊本地震犠牲者慰霊祭開催経費、 震災復興推進経費、「復興城主」募 集経費、建築物耐震化促進事業)	96, 300
計	73, 178, 376

(5)「平成28年熊本地震に伴う財政影響試 算と今後の対応について」

<試算の前提> 【歳出】

(ア) 公共施設等復旧経費

- ■8 月補正予算時点で、今後の見込みも含め 想定した復旧・復興経費。
- ■災害査定が実施中であり、今後も変動が見 込まれる。

(イ) 被災者支援および生活再建関連経費

- ■8月補正予算時点で想定している復旧・復 興経費。
 - ※宅地や未指定文化財等の復旧支援については、国への支援要望と合わせ、復興基金の活用を今後県と協議。

【歳入】

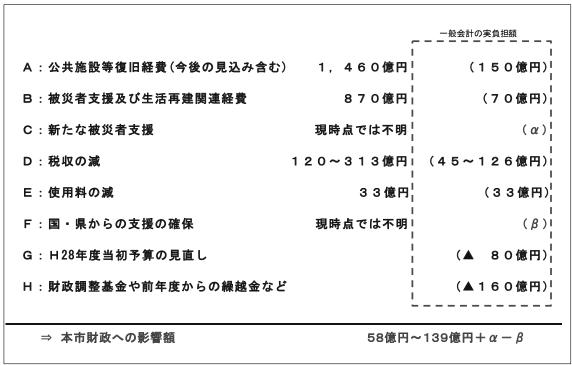
(ア) 市税

- ■個人市民税等については、仙台市の実績を 参考に発災後 3~5 年目で回復すると見込 む。
- ■固定資産税・都市計画税等については、仙台市でも回復していない状況にあることから、仙台市の実績を参考に発災後3~10年目の間で徐々に回復すると見込む。
- ※減免分:歳入欠かん債の発行により、57% が後年度特別交付税で補填される。
- ※減収分:普通交付税の算定上、25%が歳入 に影響。

(イ)使用料

■熊本城は3年間の減収、その他動植物園、 体育施設、市民会館は2年間の減収が続き、 その後回復すると見込む。

図表 10-6-4 熊本地震に伴う財政影響試算(平成 28 年 10 月試算)



(出典:「平成28年熊本地震に伴う財政影響試算と今後の対応について(平成28年11月 財政局財政課)」より)

(6) 12 月補正予算

熊本地震に関連した経費として、12月補正 予算において被災者支援および生活再建関連 経費と公共施設等の復旧経費など一般会計 26事業、9,445,313千円を措置した。

図表 10-6-5 12 月補正予算内訳(一般会計)

項目	予算額 (千円)	
被災者支援および生活再建関連経費		
<u>被災者への経済的な支援経費</u> (災害見舞金・災害弔慰金支給経 費、就学援助経費)	459, 400	
住まいの支援関連経費 (宅地被害調査経費、宅地耐震化 推進事業、災害関連地域防災がけ 崩れ対策事業、災害公営住宅整備 事業、被災者住宅支援事業)	5, 497, 500	
農水産業復旧支援経費	320, 213	
民有施設等への支援経費 (地域公民館災害復旧経費)	54, 200	
支援の実施・相談に係る経費 (スクールカウンセラー配置事業、子どものこころのケア事業、 家屋被害調査関係経費)	69, 800	
復興基金関連経費 (認可外保育施設利用者支援経費、児童育成クラブ利用者支援経費、農地等災害復旧経費、地域コミュニティ施設等再建支援経費、消防団詰所等再建支援経費)	602, 000	
公共施設等復旧経費		
公共施設復旧経費 (熊本城・公設運動施設・こども センター・児童育成クラブ・学校 施設等災害復旧経費、地域公民館 解体経費)	2, 428, 800	
<u>農業施設等災害復旧経費</u> (県営漁業災害復旧事業負担金)	10, 000	
その他 (熊本地震一年の記録誌作成経費)	3, 400	
計	9, 445, 313	

(7)2月補正予算

熊本地震に関連した経費として、2月補正 予算において被災者支援および生活再建関連 経費と公共施設等の復旧経費など一般会計 93事業、3,647,542千円を措置した。

図表 10-6-6 2 月補正予算内訳(一般会計)

凶衣 10−0−0 2 月補止ア昇内部	((一般安計)
項目	予算額 (千円)
被災者支援および生活再建関連経費	Ę
<u>被災者への経済的な支援経費</u> (災害弔慰金支給経費)	80, 200
住まいの支援関連経費 (宅地耐震化推進事業、災害関 連地域防災がけ崩れ対策事業、 災害公営住宅整備事業、宅地復 旧支援事業)	825, 159
<u>農水産業復旧支援経費</u> (経営体育成支援事業、農業生 産振興事業)	695, 463
その他 (実績確定に伴う決算補正等)	▲ 1,090,178
公共施設等復旧経費	
公共施設復旧経費 (学校施設・廃棄物処理施設・ 市営住宅・熊本城・公設運動施 設・文化施設・動植物園・くま もと森都心プラザ・文化財等・ 庁舎等災害復旧経費等)	▲ 621, 443
土木施設復旧経費 (道路橋梁、河川、公園災害復 旧経費)	▲ 1, 192, 286
<u>農業施設等災害復旧経費</u> (農地災害復旧経費、県営農地 等災害復旧事業負担金)	▲ 1,544,170
社会福祉施設復旧経費 (老人福祉施設、障がい者支援 施設、保育所、母子・父子福祉 施設、児童福祉施設等災害復旧 経費)	▲ 275, 149
その他 (「復興城主」募集経費、市債管 理基金積立金)	6, 769, 946
計·	3, 647, 542

(8)「平成28年熊本地震に伴う財政影響試算(3月試算)について」

<試算の前提>

【歳出】

(ア)公共施設等復旧経費

■平成 29 年度当初予算編成時点で、今後の見 込みも含め想定した復旧・復興経費。

(イ)被災者支援および生活再建等関連経費

■平成29年度当初予算編成時点で、今後の見

込みも含め想定した復旧・復興経費。

【歳入】

(ア) 市税

- ■個人市民税については、仙台市の実績を参 考に発災後5年目で回復すると見込む。
- ■固定資産税・都市計画税については、家屋 の解体に伴う減収と家屋の新築等に伴う増 収を反映。発災後5年間は影響があるもの と見込む。
- ※減免分:歳入欠かん債の発行により、75% が後年度普通交付税で補填される。
- ※減収分:普通交付税の算定上、25%が歳 入に影響。

(イ) 使用料

■熊本城は3年間の減収、その他動植物園、 体育施設、市民会館は2年間の減収が続き、 その後回復すると見込む。

図表 10-6-7 熊本地震に伴う財政影響試算(平成 29年3月試算)

		(本市の一般会計の実負担額)
A:公共施設等復旧経費	1, 476億円	(192億円)
B:被災者支援及び生活再建等関連経費	1, 735億円	(127億円)
C : 税収の減	8 4 億円	(29億円)
D:使用料の減	3 4 億円	(34億円)
・既に活用した財政調整基金(平成28・2	29年度)	▲ 5 1 億円
・震災に伴い新たに発生した財源(特別交付	†税、寄附金・宝くじ)	▲47億円
⇒ 本市財政への影響額 (熊本地震	分のみ)	284億円

(※)特別交付税は、平成28年度交付額から、上記A及びBで実施する事業に対する措置分を除いた額

- 本市財政への影響額 (熊本地震分のみ)

284億円

・熊本地震分以外の収支の改善額

▲109億円

⇒ 本市財政への影響額 (熊本地震分以外の収支改善を反映) 175億円

(出典:「平成28年熊本地震に伴う財政影響試算(3月試算)について(平成29年3月 財政局財政課)」より)

<今後の財政運営>

熊本地震分以外の収支改善を反映すると、 今回の震災の本市財政への影響額は175億円 であり、本市財政への影響期間(平成29~58 年度)で年間6億円程度の収支改善が必要と なる。

こうした状況を踏まえ、今後も被災者の生活再建をはじめとする熊本地震からの復旧・復興に最優先で取り組みながら、歳入面では、中長期にわたり、国・県の補助金等を最大限に活用するとともに、未利用地の売却や寄附金等の更なる歳入の確保、自主財源の確保(市税等の収納率の向上、税財源の涵養)に努めていく。

また、歳出面では、各局主導による継続的

な事務事業の見直し、業務の効率化による総 人件費の抑制および公共施設マネジメントに よる総コストの抑制を行うなど、歳出・歳入 の両面において、収支改善に向けた取組を進 めることで、震災による財政影響を最小化し、 計画的な財政運営を実現していく。

(9) 平成 29 年度当初予算

熊本地震に関連した経費として、平成 29 年度当初予算において被災者支援および生活 再建関連経費と公共施設等の復旧経費など一 般会計総額 71,465,736 千円を措置した。

図表 10-6-8 平成 29 年度当初予算内訳 (一般会計)

項目	予算額 (千円)
被災者支援および生活再建関連経費	**
被災者への経済的な支援経費 (義援金関係経費、熊本地震特 別融資利子補給金、高齢者住宅 再建利子補給事業、災害援護貸 付金、災害見舞金支給経費、災 害弔慰金支給経費、就学援助経 費)	271, 550
住まいの支援関連経費 (応急仮設住宅住環境整備経費、応急住宅入居者くらし再建支援経費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、宅地耐震化推進事業、伴走型住まい確保支援経費、被災者住宅支援事業)	18, 014, 100
民有施設等への支援経費	10, 000
支援の実施・相談に係る経費 (スクールカウンセラー配置事業、 災害対応派遣職員経費、子ども のこころのケア事業、市外避難者 への支援関係経費、消費者相談 経費、震災生活再建関係経費、 地域自殺対策緊急強化事業、中 長期派遣職員経費、被災者向け 各種広報経費、被災者生活再建 支援システム経費)	1, 743, 877
農水産業復旧支援経費 (経営体育成支援事業、海岸漂 着物地域対策推進経費、水産多 面的機能発揮対策事業)	365, 947
<u>震災廃棄物対策経費</u>	29, 934, 000
復興基金関係経費 (応急仮設住宅管理経費、共同 墓地復旧支援経費、建築物耐震 化促進事業、私立博物館等復旧 経費、児童育成クラブ利用者支援 経費、宅地復旧支援事業、地域 公民館災害復旧経費、認可外保 育施設利用者支援経費、復興ボ ランティア連携推進経費)	4, 402, 600

項目	予算額 (千円)
公共施設等復旧経費	
公共施設復旧経費 (学校施設·廃棄物処理施設·熊 本城·公設運動施設·文化施設· 動植物園·文化財等·庁舎等災害 復旧経費等)	14, 818, 801
土木施設復旧経費 (道路橋梁、河川復旧経費等)	924, 300
農業施設等災害復旧経費 (県営農地等、県営漁場災害復 旧事業、団体営農地等災害復旧 事業)	494, 400
社会福祉施設復旧経費 (老人福祉施設、障がい者支援施 設等災害復旧経費)	356, 726
その他 (「復興城主」募集経費、エン ターテインメント支援基金経費、 熊本地震記録集作成経費、熊本地 震震災記録誌作成経費、くまもと 復興映画祭開催経費等)	129, 435
計	71, 465, 736

(10)復興基金

①概要

平成28年熊本地震復興基金は、既存制度では対応できない被災者等のきめ細かなニーズに対応し、早期の復興を図るため、県が国の平成28年度第2次補正予算により措置された510億円の特別交付税等を原資として、平成28年熊本地震復興基金条例により設置した基金である。

当該条例は平成 28 年 10 月 11 日に公布・施 行された。なお、附則にて、条例が効力を失 う期日を、平成 38 年 12 月 31 日と定めている。

当該条例と同じく、総額 523.2 億円の基金 造成費が平成 28 年度 9 月補正予算(熊本県) として可決された。その財源内訳は、特別交 付税 510 億円と宝くじ交付金(県分) 13.2 億 円である。

②復興基金に関する県の1次調査

平成28年9月7日に熊本県(市町村課)よ

り、各市町村宛に「『復興基金』の活用事業の検討のための事前調査」として照会が行われた。

これに対し本市は、液状化等の宅地被害の中でも現行の公共事業では対応できないものに対する新たな支援制度の創設や、未指定文化財の復旧に係る支援、あるいは、自力での再建が困難な住宅の一部損壊世帯に対する支援など、市民や市議会からの強い要望があるものを中心に80事業、約371.7億円を回答した。

③復興基金に関する第1回県・市町村意見交 換会

平成28年10月14日に知事をはじめとする 県幹部と県内各市町村長が一同に会し、「熊本 地震からの復旧・復興に向けた県・市町村に よる意見交換会」が開催された。この中で、 復興基金の活用について以下のことが確認さ れた。

<意見交換会で確認された内容>

- ■復興基金のうち特別交付税で措置される 510 億円は、被災市町村が実施する事業を 中心に、県が活用事業の統一ルールを定め て配分する。
- ■まずは、特に要望の多かった事業に対する 250 億円程度の第 1 次配分について了承を 得た。そのため、平成 28 年 12 月定例県議 会に関係予算を提案する予定。今後、市町 村で実務的な整理ができたものについて、 順次配分していく。
- ■その後の配分については、第1次配分の状況や市町村の意見を踏まえ、検討する。
- ■また、既に基金に積み立てている宝くじ交付金の13.2億円は、できる限り市町村が自由に使える財源として、今後、市町村の意見を踏まえ、配分を検討する。

④12月補正予算

県においては、基金事業として、平成 28 年 12 月定例県議会に 10 事業、総額約 25.9 億円の補正予算案が提出され、成立した。

内訳は、被災者の生活支援:4事業、約1.7 億円、防災・安全対策:1事業、約2.4億円、 公共施設等の復旧支援:2事業、約6.4億円、 地域コミュニティ施設の復旧支援:3事業、 約15.5億円である。

また、県の予算提出に伴い、本市において も、関連する5事業、約6.0億円の補正予算 案を平成28年12月定例市議会に提出し、成立した。

⑤復興基金に関する県の2次調査

基金事業について、平成28年度12月補正 予算成立後に、さらに予算化する事業を検討 するため、同年12月27日に熊本県(市町村 課)より、各市町村宛に「平成28年熊本地震 復興基金の活用事業の検討のための追加調 査」として照会が行われた。

これに対し本市は、引き続き、液状化等の 宅地被害の中でも現行の公共事業では対応で きないものに対する支援や恒久的な住まいの 確保に向けた支援、未指定文化財等の復旧に 関する支援など、市民や市議会からの強い要 望があるものを中心に 59 事業、約 361.9 億円 を回答した。

⑥復興基金に関する第2回県・市町村意見交換会

平成29年2月28日に再び知事をはじめとする県幹部と県内各市町村長が一同に会し、「熊本地震からの復旧・復興に向けた第2回県・市町村による意見交換会」が開催された。この中で、復興基金の今後の進め方について以下のことが確認された。

<意見交換会で確認された内容>

- ■当面は、地域の復興に向けた急を要する財産の復旧、被災者支援、恒久的な住まいの確保(移行)に向けた取組に優先的に活用する。
- ■既存の国庫補助制度や地方財政措置等による財政支援があるものは対象としない。

- ■宝くじ交付金を原資とする創意工夫事業分 13.2億円については、被災市町村が個別需 要に対応するため、平成29年6月定例県議 会に向けた追加ルール分の策定状況を見て、 一定額を配分予定。配分方法に関しては別 途協議。
- ■よりきめ細かにニーズを把握するため、意見を聴取する取組(下記ア〜オ)を幅広く 展開し、平成28年度中に具体的な課題を把握し、県と市町村が連携して、平成29年6月定例議会で共に追加事業の予算化を図る。

ア:従来から実施している市町村等意見交 換会の取組

イ:地域振興局を中心に管内市町村や様々 な団体の参画による意見交換会等の取 組

ウ:仮設住宅などの自治組織等との意見交 換

エ:県庁内各部局による関係団体との会合 等の機会を利用した課題の把握

オ:その他、関係組織との連携

⑦2月補正予算

県においては、基金事業として、平成 29 年2月定例県議会に被災宅地復旧支援事業と して1事業、10億円の平成28年度補正予算 案が提出され、成立した。

県の補正予算案提出に伴い、本市において も、被災宅地復旧支援事業として1事業、7.0 億円、および歳入予算として2事業、約0.4 億円の補正予算案を平成29年2月定例市議会 に提出し、成立した。

⑧平成 29 年度当初予算

県においては、基金事業として、平成 29 年 2 月定例県議会に 29 事業、総額約 111.3 億円の平成 29 年度当初予算案が提出され、成立した。

内訳は、市町村分として 18 事業、100 億円 が計上されており、県事業分として 11 事業、 約 11.3 億円が計上された。 また、平成29年2月定例県議会への予算提出に伴い、本市においても、9事業、総額約44億円の平成29年度当初予算案を平成29年2月定例市議会に提出し、成立した。

(11)総括

一日も早い震災からの復興を目指し、「震災復興計画」に掲げる施策に本格的に取り組むとともに、第7次総合計画に掲げる「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、『上質な生活都市』」の実現に向けて取組を進めるためには、安定的な財政運営が求められる。

このため、引き続き、国に対し最大限の支援を要望するとともに、業務の効率化による時間外勤務の縮減や未利用地の売却をはじめ、 抜本的かつ徹底した行財政改革に取り組むことで、震災の財政影響を最小化していく。

また、このような取組を一体的に進めることで、復旧・復興に必要な人員や財源を確保するとともに、地域経済の活性化や雇用の創出等により、中長期的には財政収支を好転させることで、持続可能な財政運営に努めていく必要がある。

2. 震災に伴う会計処理

(1)システムへの影響と対応

本市では、支払いや収納等の会計事務を「財務会計システム」を使用した電算処理で行っている。

4月16日の本震では、震動や停電によりサーバーに不具合が生じ、4月18日の朝から同システムが停止した。

システムを利用しなければ通常の支払処理 ができないため、全庁電子掲示板を利用して、 全職員宛てに緊急案件のみ個別対応すること を周知した。

システムは、18 日 15 時には復旧したが、 その間に各課からの依頼を受け、5 件を手処 理により支払いを行った。

(2) 震災対応に係る取組

震災対応の業務として、義援金等の受付体制の整備が必要であったが、これまでも水害等での義援金口座を開設した経験もあったことから、担当課からの口座開設の申出に基づき、口座開設および振込手数料免除に係る金融機関との調整を円滑に行うことができた。

また、通常の支払事務に関しては、4月28日に各課に対し「支払事務の確実な執行について」を通知し、通常時に設定している支払書類の持回り審査に係る時間帯の制限を撤廃したほか、緊急払いにも必要に応じて対応するなど、震災の影響による支払遅延等が発生しないよう対応した。

(3)課題と今後の取組

今回の震災では、システムが短期間で復旧 したことから、会計処理に関して大きな問題 は発生しなかったが、復旧まで長期間を要す る被害が出た場合や支払い繁忙期に災害が発 生した場合の対応を検討しておく必要がある。 また、支払いを行う指定金融機関が被災して 処理ができない場合の対応について、平常時 から協議しておく必要がある。

第7節 契約

1. 震災に伴う契約事務

(1) 物品契約等の応急措置・対応

①発災直後

震災直後、契約業務担当職員が避難所運営 業務に従事したことから、契約政策課の業務 を縮小するとともに、震災直後の状況では業 者の入札参加および定例見積合わせへの参加 は困難と判断されたことから、入札や定例の 見積合わせ等の通常の契約業務を中止するこ ととした。

この中止の周知については、平成 28 年 4 月 18 日付けで全庁電子掲示板において「入 札・定例見積合わせ等通常業務中止」として 掲示し周知を行った。

しかし、被災現場等では熊本地震復旧(予防)対策として緊急を要する物品購入や業務委託(賃貸借)契約等が必要であったことから、同時に4月18日付けで、「緊急を要する物品購入に係る事務取扱」並びに「緊急を要する業務委託(賃貸借)契約等に係る事務取扱」の通知を全庁電子掲示板に掲載し、緊急時の事務取扱方法について周知を図った。

この事務取扱の内容は、本市では大規模災害発生時の対応を平成24年に発生した九州北部豪雨災害時の対応であった「平成24年7月九州北部豪雨災害に伴う緊急を要する物品購入に係る事務取扱いについて(平成24年7月18日総務局長決裁)」(図表10-7-1参照)および「災害対応に伴う緊急を要する業務委託契約等に係る事務取扱い(平成24年7月19日総務局長決裁)」(図表10-7-3参照)を準用し運用することを示したものである。

ただし、この通知は前述のとおり平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害時のものであったため、「九州北部豪雨災害復旧 (予防) 対策」の文言を「平成 28 年熊本地震復旧 (予防) 対策」などと読み替える必要が生じたため、物品購入と業務委託 (賃貸借) 契約に関する 2 つの事務取扱方法の周知に加えて、図表10-7-2 および図表 10-7-4 のとおりそれぞれ

の「準用にあたっての注意点」を全庁電子掲 示板に掲載した。

しかし、この対応はあくまで緊急的措置であったため、今回の経験を踏まえ、各種災害に対応する新たな事務取扱の作成を検討することとした。

図表 10-7-1 平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害時の緊急を要する物品購入に係る事務取扱い

平成24年7月九州北部豪雨災害に伴う緊急を要する物品購入に係る事務取扱いについて

平成24年7月18日 総務局長決裁

災害復旧(予防)対策として緊急な調達が必要なものについては、下記の取り扱いとする。

◆事務取扱い

- ○原則、物品登録業者から購入する。
- ○やむを得ず未登録業者から購入する場合は、金額の区分に応じて次のとおりとする。

	契約検査総室副室長合議の必要性	
	購入の代行	名簿未登録
5万円未満	不要	要
5万円以上~160万円以下	要	要

◆合議の方法

○緊急な調達ということを考慮し、支出負担行為書等の摘要欄に下記文例を記載すること。

	文 例
購入の代行に対する合議	九州北部豪雨災害による緊急調達のため、熊本市物品会計規則第 11条の2第8号に基づき合議するものである。
名簿未登録に対する合議	九州北部豪雨災害復旧(予防)対策として緊急調達を要するため、 やむを得ず未登録の相手方から購入するものである。

※合議先:契約検査総室副室長

◆その他

- ○160万円以下についての随契理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項 第1号である。(契約事務マニュアルP40)
- ○調達の緊急性についての判断は各課長で行うものとする。
- ○入札及び見積合せの暇がある場合は、契約の透明性、競争性を確保する必要がある ため、契約検査総室物品契約班へ購入依頼を行うものとする。
- ○各課における支払事務は速やかに行うものとする。

図表 10-7-2 図表 10-7-1「平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害時の緊急を要する物品購入に係る 事務取扱い」の『準用にあたっての注意点』

~ 準用にあたっての注意点 ~

通知文中、2ページについては、下記のとおり読み替えをお願いします。

◆事務取扱い(抜粋)

	契約検査総室副室長合議の必要性	
	購入の代行	名簿未登録
5万円未満	不要	要
5万円以上~160万円以下	要	要
5万円以上~160万円以下		

	契約政策課長合議の必要性		
	購入の代行	名簿未登録	
5万円未満	不要	要	
5万円以上~160万円以下	要	要	

◆合議の方法(抜粋)

	文例
購入の代行に対する合議	九州北部豪雨災害による緊急調達のため、熊本市物品会計規則第11 条の2第8号に基づき合議するものである。
	九州北部豪雨災害復旧(予防)対策として緊急調達を要するため、やむを得ず未登録の相手方から購入するものである。

※合議先:契約検査総室副室長

	▼
	文 例
購入の代行に対する合議	平成28年熊本地震による緊急調達のため、熊本市物品会計規則 第11条の2第8号に基づき合議するものである。
名簿未登録に対する合議	平成28年熊本地震復旧(予防)対策として緊急調達を要するため、やむを得ず未登録の相手方から購入するものである。

※合議先:契約政策課長

◆その他(抜粋)

- ○入札及び見積合せの暇がある場合は、契約の透明性、競争性を確保する必要がある ため、契約検査総室物品契約班へ購入依頼を行うものとする。
- ○入札及び見積合せの暇がある場合は、契約の透明性、競争性を確保する必要がある ため、**契約政策課物品契約班**へ購入依頼を行うものとする。

図表 10-7-3 災害対応に伴う緊急を要する業務委託契約等に係る事務取扱い

災害対応に伴う緊急を要する業務委託契約等に係る事務取扱い

平成24年7月19日 総務局長決裁

災害復旧(予防)対策として緊急な委託(賃貸借)契約が必要なものについては、下記の取り扱いとする。

◆事務取扱い

- ○原則、業務委託登録業者と契約する。
- ○やむを得ず未登録業者と契約する場合は、金額の区分に応じて次のとおりとする。

	名簿未登録に係る契約検査総室合議の必要性	
5万円未満	不要	(通常でも登録不要としている)
5万円以上〜契約事務取扱規則 第14条の2に掲げる 随意契約の限度額	要	(通常は総務局長決裁としている)

- ※ 契約事務取扱規則第14条の2に掲げる随意契約の限度額(契約事務マニュアルP39,40)
- ※ 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格者等に関する要綱別表第1に規定する 歳出科目については、契約検査総室へ要相談とする。

◆合議の方法

○未登録業者との契約は、通常、総務局長合議としているが、緊急な委託契約ということを 考慮し、災害対応で緊急な契約が必要な場合に限っては下記の合議とする。

	災害対応時
名簿未登録に対する合議	各所属課長まで決裁の後、契約検査総室へ合議する
合議の方法	実施伺い(契約事務マニュアルP75, 78, 103 STEP4)に下記の文言 を記載する
	九州北部豪雨災害復旧(予防)対策として緊急を要するため、やむを 得ず未登録の相手方と契約するものである

- ※ 合議先:契約検査総室受付トレイを設定すること。
- ※ 各課は、後日、災害対応分として取りまとめのうえ各所属局長へ報告するとともに契約検査総室へ合議すること。
- ※ 契約検査総室は、後日、災害対応分として取りまとめのうえ市長へ報告する。

◆その他

- ○委託契約の緊急性についての判断は各課長で行うものとする。
- ○入札及び見積合せの暇がある場合は、契約の透明性、競争性を確保する必要があるため、入札及び見積合せにより行うものとする。
- ○各課における支払事務は速やかに行うものとする。

図表 10-7-4 図表 10-7-3「災害対応に伴う緊急を要する業務委託契約等に係る事務取扱い」 の『準用にあたっての注意点』

~ 準用にあたっての注意点 ~

通知文中、2ページについては、下記のとおり読み替えをお願いします。

◆事務取扱い(抜粋)

	名簿未登録に係る契約検査総室合議の必要性	
5万円未満	不要	(通常でも登録不要としている)
5万円以上~契約事務取扱規則		(通常は総務局長決裁としている)
第14条の2に掲げる	要	
随意契約の限度額		

- ※ 契約事務取扱規則第14条の2に掲げる随意契約の限度額(契約事務マニュアルP39,40)
- ※ 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格者等に関する要綱別表第1に規定する

	名簿未登録に係る 契約政策課 合議の必要性	
5万円未満	不要	(通常で
5万円以上〜契約事務取扱規則 第14条の2に掲げる 随意契約の限度額	要	(通常に

でも登録不要としている)

は総務局長決裁としている)

- ※ 契約事務取扱規則第14条の2に掲げる随意契約の限度額(契約事務マニュアルP39,40)
- ※ 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格者等に関する要綱別表第1に規定する 歳出科目については、契約政策課へ要相談とする。

◆合議の方法(抜粋)

	災害対応時
名簿未登録に対する合議	各所属課長まで決裁の後、契約検査総室へ合議する
合議の方法	実施伺い(契約事務マニュアルP75, 78, 103 STEP4)に下記の文言を記載する
実施伺い中の文言	九州北部豪雨災害復旧(予防)対策として緊急を要するため、やむを得ず 未登録の相手方と契約するものである

- ※ 合議先:契約検査総室受付トレイを設定すること。
- ※ 各課は、後日、災害対応分として取りまとめのうえ各所属局長へ報告するとともに契約検査総室 へ合議すること。
- ※ 契約検査総室は、後日、災害対応分として取りまとめのうえ市長へ報告する。

	災害対応時
名簿未登録に対する合議	各所属課長まで決裁の後、 契約政策課 へ合議する
「ロ 酸リノハス	実施伺い(契約事務マニュアルP75, 78, 107 STEP4)に下記の文言を記載する
 	平成28年熊本地震復旧(予防)対策として緊急を要するため、やむを得ず未登録の相手方と契約するものである

- ※ 合議先:契約政策課受付トレイを設定すること。
- ※ 各課は、後日、災害対応分として取りまとめのうえ各所属局長へ報告するとともに契約政策課 へ合議すること。
- ※ 契約政策課は、後日、災害対応分として取りまとめのうえ市長へ報告する。

②発災から 10 日経過後

発災直後は、①に記載した方法によって、随意契約の範囲内であれば震災対応に伴う緊急を要する物品等の購入については問題はなかったが、発災から10日を過ぎる頃になると、各課の通常業務遂行上必要となる物品等の調達も必要となってきた。

この時期、通常の契約業務が中止されていたことから、各課は業務の遂行上必要となる物品等の調達は、各課で執行可能とされている「購入の代行」の限度額5万円以下の購入と規定されており、その規定から必要量の購入が出来ないことが課題となってきた。

契約政策課には各課から「通常の契約業務を 再開してもらわないと業務が滞る」との意見が 多数寄せられるようになったため、契約業務再 開を検討するにあたり、4月26日から「緊急等 に必要な物品調査」を実施することとした。

しかし、通常の契約業務が再開されるまで待てない課の5万円を超える物品の購入については、その対応措置として各課による「購入の代行」の実施を規定した熊本市物品会計規則第11条の2第1項第8号「契約政策課長が特に認めたもの」の規定により、契約政策課長へ「購入の代行」の合議を行うことで購入を可能とする対応を行った。しかし今後の対応としては、今回の状況を検証し、通常の契約業務中止期間を最小限にとどめるための方法等の検討が必要であると考えられる。

図表 10-7-5 熊本市物品会計規則第 11 条の 2 の規定

○熊本市物品会計規則(抜すい)

(購入の代行)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる物品の購入は、物品管理者において代行する ことができる。

- (1) 契約政策課で契約した単価契約品
- (2) 消耗品類に属するもののうち食糧品、郵便切手、ハガキ、収入印紙、植物、図書、新聞、雑誌、法規追録、飼料、賄材料品及び公共交通機関の利用に係るICカード
- (3) 備品類に属するもののうち陳列のために購入する美術品、工芸品、標本、図書及び動物
- (4) 報償費に属するもののうち記念品、見舞品、賞品等で購入する1件金額(同時に契約する金額の合計)が5万円以下のもの
- (5) 出張先又は東京事務所で購入する物品
- (6) 市立学校で使用する名票、学力検査及び知能検査に係る物品
- (7) 購入する1件金額(同時に契約する金額の合計)が5万円以下(市立学校にあっては、10万円未満)のもの(前各号に規定するものを除く。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約政策課長が特に認めたもの

③震災から3週間目以降

震災から3週間を経過した5月6日には、4月26日から実施していた「緊急等に必要な物品調査」を踏まえて、通常の契約業務となる「物品購入依頼」を再開することとし、その周知を同日全庁電子掲示板で周知した。

震災後2ヶ月を経過すると、発災直後に各課が行った緊急な対応のために必要となった物品の購入や委託業務処理において、4月18日付けの緊急を要する場合の事務取扱い(図表

10-7-1・3 参照)で示していた随意契約の範囲 内を超えて、やむを得ず契約を行ったものがあ り、その処理の仕方はどうすればよいかという 相談が多く寄せられるようになった。そこで、 その事務処理に対しての経緯等を示した顛末 書を求めるとともに地方自治法施行令第167条 の2第1項第5号「緊急な必要により競争入札 に付することができないとき」の規定に基づき 契約処理を行った。

(2) 災害復旧工事等の契約

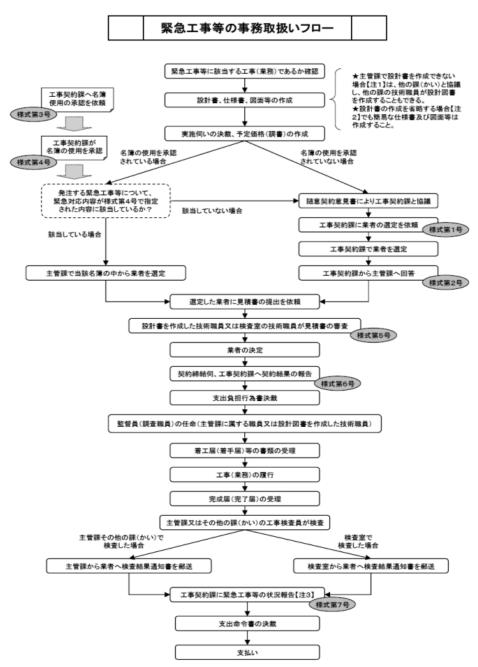
①発災直後

震災直後、工事等の入札・契約に関する業務においても、各課の震災応急復旧への対応と工事契約課職員による避難所支援を最優先させる必要があり、また、本市登録業者の被災等により入札参加が可能かどうか、応札済みであっても業者が施工可能かどうか確認できないことなどから、入札・契約関係の業務を一時中止することとした。更に、予算の執行凍結とともに、例年4月下旬に実施する工

事等競争入札参加資格の審査に基づく平成 28年度の登録業者の確定ができないため、新 たな公告の発出も困難となった。

そこで、まず平成28年4月18日に「建設工事等の入札手続きの中止について」を全庁電子掲示板へ掲示し、現在公告中の案件および各課から契約依頼のあった一般・指名競争入札案件について手続きを中止するとともに、平成28年度第1四半期の契約依頼の受付についても当面中止することとし、各課への通知を行った。

図表 10-7-6 緊急工事等の事務取扱いフロー



熊本地震に伴う緊急工事等の対応については、現場対応を優先し、工事契約課への報告は事後でよいとする手続きの簡略化を図るため、4月19日付けで「緊急工事等の対応について」を全庁電子掲示板へ掲示した。なお、詳細は緊急工事等留意事項または緊急工事等の事務取扱いフロー(図表10-7-6参照)を確認するように周知した。併せて、4月15日に技術管理課が全庁電子掲示板へ掲示した「大規模災害に伴う緊急作業委託マニュアルの運用について」の通知も確認するように改めて求めた。

このほか、本市では、大規模災害時の支援 活動に関する協定に基づき、各種業界団体へ 支援活動の協力を要請できることとしてい た。このことから今回の震災被害に対して早 急な復旧に取り掛かるため、復旧工事に関す る建設コンサルタント業務に当たっては、平 成28年4月21日付けで「平成28年熊本地 震災害における復旧工事に関する建設コン サルタント業務等委託の適切な発注につい て」を通知し、地方自治法施行令第167条の 2第1項第5号および熊本市契約事務取扱規 則第15条第1項第1号により、緊急を要す る随意契約における見積書の徴取等の簡略 化の規定を適切に活用し、迅速な発注を進め るよう通知した。

図表 10-7-7 熊本市契約事務取扱規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定(第 14 条は参考)

○熊本市契約事務取扱規則(抜すい)

(予定価格)

第14条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

- 2 契約担当者は、次の各号に定める契約を締結しようとするときは、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。
 - (1) 次条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める金額を超えない契約をするとき。
 - (2) 新聞、定期刊行物、追録等で価格が特定されているものに係る購入契約をするとき。
 - (3) 契約の相手方が特定されるものに係る契約をするとき。
 - (4) 災害等の緊急を要するものに係る契約をするとき。
 - (5) 法令その他で価格が特定されているものに係る契約をするとき。
 - (6) 国又は他の地方公共団体と契約するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める契約をするとき。

(見積書の徴取)

第15条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、1人のみの見積書の徴取で足りるものとする。

- (1) 第14条第2項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 予定価格が5万円以下の契約をするとき。
- (3) 令第167条の2第1項第1号に該当する場合であって、同項第3号に規定する物品を買入れ、若しくは役務の提供を受けるとき又は同項第4号に規定する物品を買い入れるとき。
- (4) 令第167条の2第1項第3号又は第4号に該当するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める契約をするとき。

また、発災時点で施工中の工事において、一時中止せざるを得なくなった工事についての事務取扱に関しては、「工事一時中止の取扱いについて」の通知を4月21日付けで行い、熊本市公共工事請負契約約款第20条(工事の中止)および「土木工事一時中止ガイドライン(案)平成27年11月」に基づく

適切な対応を行うよう求めた。

図表 10-7-8 熊本市公共工事請負契約約款第 20 条の規定

○熊本市公共工事請負契約約款(抜すい)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、 火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の 責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動 したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに 受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知 して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

②発災から 10 日経過後

震災直後から、電子入札システムによる工事等の入札を中止していたことから、入札再開のための検討を行うため、登録業者を対象に「くまもと県市町村電子入札システムの利用状況について」の調査票を4月25日付けでFAXにより送付し、電子入札システムの利用の可否についてその状況調査を開始した。

一方、各課に対しては、発災以降中止していた入札の再開検討に当たって、当面の工事案件の発注予定を把握する必要があるため「当面の工事等発注予定について」を 4 月 28 日に送付し調査を実施した。この調査の対象となる案件の範囲は、「工事契約課へ契約依頼し、一般競争入札(事前・事後)、又は指名競争入札に付する工事および工事に係る業務委託(小規模工事、小規模業務委託、5 号随契を除く)」とした。

また、各課で執行している小規模工事については、平成28年度格付審査が実施できず、平成28年度の登録名簿を作成することが出来ない状況が続いた。そのため、当面は平成27年度の名簿を継続して使用することとし、その旨関係課に通知をした。ただし、名簿の使用に当たっては、平成28年度の申請がされているか工事契約課で確認を行うこととして

運用した。

③発災から3週間目以降

4月25日から行っていた「くまもと県市町村電子入札システムの利用状況調査」の結果も参考としつつ、今後の震災復旧復興工事の発注を見据え、入札再開に向けて5月19日、20日にこれまで延期していた工事競争入札参加審査委員会を開催し、終了後「平成28年度熊本市工事競争入札参加資格確認通知書」を発送した。その間、5月17日には関係各課に対し、震災による修正版「契約依頼の締切について(平成28年度第1四半期分)」を全庁電子掲示板へ掲示するなど入札再開に向けた準備を進め、5月30日に各課からの契約依頼の受付を再開した。

また、熊本地震による災害発生に伴い、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)」に基づき、5月2日付けで公布・施行された「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成28年政令第213号)」および同月12日付け国土交通省告示第735号により、許可等の有効期間の延長に関する措置等が実施されることとなったため、5月25日に関係各課に対し「熊本地震による建

設業法上の特別措置」としてそれらの周知を図るため全庁電子掲示板に掲載を行った。

6月に入り、入札事務の簡素化、迅速化を図るため、総合評価一般競争入札については、対象業種およびランクごとに定めている標準発注額を引き上げ、対象工事を絞って実施する旨を関係事業者に対して周知を図るため、同月13日に「総合評価一般競争入札における発注標準額の変更」について市HPに掲載を行った。

また、例年ゴールデンウィーク後に作成し、 各課に通知していた小規模工事の当該年度の 登録名簿についても、6月17日に関係各課に 通知を行った。

④発災から6か月以降

東日本大震災の教訓から、震災直後からの 不調不落対策が復旧復興を進める中での大き な課題であることの認識を持っていたため、 第3回定例会後の復旧復興工事の本格的な発 注を見据え、不調不落対策の第一段階として、 まず9月30日付けで舗装業種Aランク業者を 対象とした案件については、平成28年度に限 り入札参加の落札制限を緩和することとし、 「舗装A業者の落札制限緩和」について市H Pに掲載し業者に周知を図った。

また、10月には、工事施工体制の確保を図るため、現場代理人の複数工事における兼任の要件を県と歩調を合わせ緩和することとし、10月31日付けで関係事業者へ周知を図った。さらに同日付けで、土木一式工事における特定建設工事共同企業体の施工対象工事とする基準額をこれまでの予定価格(税抜き)1億5千万円から2億円に引き上げることとし、その周知のため「土木一式工事における特定建設工事共同企業体の施工対象工事とする予定価格の額の変更について」を市HPに掲載した。

しかし、不調不落対策を順次行ってきたにもかかわらず、12月頃から入札の不調、不落の増加する傾向が見られたため、12月12日と平成29年1月5日の2回にわたり登録業者に対して「震災復旧復興工事の不調に関する

アンケート」を実施し、工事業者の実態把握を行った。

この調査によって不調、不落の主な原因としては、工事業者が既に国、県、市等の工事を多数施工していること、協力会社や下請け業者がいないことなどが挙げられ、また、工期内に竣工できる見込みが立てづらいこと、資材費や人件費等の上昇が見込まれ、予定価格では対応できないおそれがあること等も浮び上がった。

そこで、不調不落対策の一つとして1月11日付けで関係各課に対し、「不調対策にかかる発注工事の余裕工期の設定について」を通知し、工事の設計段階における、余裕工期の確保について積極的な活用を促した。また、設計額対策においても、設計単価に復興係数1.1を乗じて算出する対策を講じるとともに、契約後の市場価格変動に対しても工事請負額の変更で柔軟に対応できるようにするなど対策を講じた。

第8節 組織・人事

1. 復興に向けた組織の新設

(1)復興部

被災者の生活再建支援に係る業務を可能な限りワンストップサービスで実施するとともに、災害復興事業を統括するための組織として、政策局内に復興部を設置した。各課の主な業務は次のとおり。

①復興総務課

・災害復興事業に係る企画および総合調整に 関すること。

②生活再建支援課

- ・被災者の生活再建支援に係る企画および総 合調整並びに実施に関すること。
- ・被災者の生活再建に係る総合的相談に関すること。

③住宅再建支援課

- ・仮設住宅等に係る被災者の入居および退去 の管理に関すること。
- ・仮設住宅等に入居する被災者からの相談に 関すること。
- ・仮設住宅の維持補修に関すること。
- ・被災住宅の相談等に関すること。

(2)震災廃棄物対策課

環境局資源循環部に、震災による損壊家屋 等の解体撤去や廃棄物の処理・リサイクル等 を重点的に実施する組織として設置した。主 な業務は次のとおり。

- ・震災廃棄物処理に係る企画および総合調整。
- ・震災による損壊家屋等の解体・撤去、廃棄 物の処理・リサイクル等の実施。

(3) 震災土木施設対策課・各土木センター 改組

都市建設局土木部に、道路・橋梁等の土木 施設の復旧対策を専管する組織として震災土 木施設対策課を設置するとともに、各土木セ ンターの道路関係組織を改組した。内容は次 のとおり。

①震災土木施設対策課(西部土木センター内)

- ・公共土木施設等災害復旧の総合調整に関すること。
- ・国庫補助災害復旧事業に関すること。
- ②各土木センターの道路課
- ・各土木センターかい相当組織である工務課 と維持課を統合し道路課へ改組。特に重要 な幹線道路整備に継続して当たるとともに、 小規模な災害復旧工事と生活道路新設・改 良・維持工事等を併せて実施。

(4) その他

熊本市民病院の再建、熊本城の復旧復元といった主要プロジェクトを積極的に推進するため、具体的な検討を行う専任チームを設置した。主な業務は次のとおり。

- ①熊本市民病院再建プロジェクト
- ・熊本市民病院の再建に向けた基本的考え方 に基づき、病院の移転建替えを推進。
- ②熊本城復旧復元プロジェクト
- ・地震前の熊本城の勇姿を史実に基づき蘇らせるとともに、特別史跡を有する都市公園の機能を復旧し、歴史文化遺産、市民の憩いの場、観光施設としての価値や機能を復旧向上させる。

2. 復興に向けた職員体制

(1)職員人事異動

被災者の生活再建支援に係る業務を可能な限りワンストップサービスで実施するとともに、災害復興事業を統括するための組織として政策局内に復興部(復興総務課、生活再建支援課、住宅再建支援課)を設置(5月6日付け40人)。

震災による損壊家屋等の解体撤去や廃棄物の処理・リサイクル等を重点的に実施する組織として震災廃棄物対策課を設置(5月13日付け14人、7月27日付け4人、9月20日付け5人)。

熊本市民病院の再建のため、熊本市民病院 再建プロジェクトを設置(6月1日付け11人、 7月1日付け1人)。

熊本城の復旧復元のため、熊本城復旧復元 プロジェクトを設置(6月1日付け10人)。 震災土木施設の復旧対策を専管する組織と して震災土木施設対策課を設置(6月9日付け21人)。

被災者の生活再建支援体制の充実のため、 各区役所福祉課に地域支え合いセンターを設置し、職員を配置(11月1日付け72人)。

事務事業の見直し等により、専ら復旧・復 興に当たる人員の創出を図った(12月1日付け81人、震災廃棄物対策課3人を含む)。

家屋被害調査、事業所における被害調査、 みなし仮設住宅に係る事務等については、庁 内応援体制を整備するため、累次にわたり職 員に兼務を発令した。

(2)職員アンケート・心のケア

衛生管理室では、熊本地震発生後、職員の 心身の状態や被災状況を把握し、職場や職員 個人に対して適切なケアを行うなど、今後の 心身の健康管理に役立てるためアンケートの 実施等を行った。

震災前より、サイコロジカルファーストエイドの資料等を収集し、整備を検討していた「災害時の産業保健部門対応ガイドライン」の構築を、今後、他自治体とも情報交換をしながら進めて行く必要がある。